

第2編 災害予防計画

- | | |
|-----|------------|
| 第1章 | 災害に強い都市づくり |
| 第2章 | 災害に強い体制づくり |
| 第3章 | 災害に強い人づくり |
| 第4章 | 調査・研究 |

注：各計画の文末にある〔 〕内の名称は、市の所管部である。

第2編 災害予防計画 目次

第1章 災害に強い都市づくり	1
第1節 強く、しなやかな減災都市づくり	1
第2節 燃えにくい市街地の形成	3
第3節 オープンスペースの確保	5
第4節 地震火災等の防止	8
第5節 建築物の安全化	11
第6節 公共施設等の防災点検	14
第7節 地盤の液状化対策	15
第8節 がけ・よう壁・ブロック塀等対策	16
第9節 落下物等対策	17
第10節 危険物・有毒物等対策	19
第11節 超高層建築物における安全対策	20
第12節 土砂災害対策	21
第13節 総合的な治水対策の推進	25
第14節 農林水産施設対策	28
第15節 鉄道施設等の対策	29
第16節 道路輸送の環境整備	31
第17節 ライフライン施設の安全化	34
第18節 エレベーター対策	37
第19節 市施設における防災拠点機能の整備・強化	38
第20節 指定避難所（避難所）等の指定・整備	40
第21節 エネルギーの確保	45
第2章 災害に強い体制づくり	46
第1節 市の応急活動体制の充実・強化	46
第2節 情報の収集・伝達体制の整備・強化	48
第3節 災害時の広報体制の整備・強化	52
第4節 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化	54
第5節 消防活動、救助・救急、医療体制の整備	59
第6節 道路輸送体制の整備	63
第7節 航空輸送体制の整備	65
第8節 避難誘導体制の整備	66
第9節 帰宅困難者対策	69
第10節 水の確保・給水体制の整備	71
第11節 備蓄体制の整備	73
第12節 応急危険度判定実施体制の整備	76
第13節 災害時における住宅供給・補修体制等の整備	77
第14節 生活ごみ・災害廃棄物処理体制の整備	78

第15節	下水道復旧のための体制整備	79
第16節	災害時トイレ対策のための体制整備	80
第17節	公衆衛生対策等実施体制の整備	82
第18節	教育対策の環境整備	84
第19節	ライフライン施設の二次災害防止のための体制強化	86
第20節	要配慮者の安全確保	87
第21節	外国人対策の推進	91
第22節	山間部防災対策の推進	93
第23節	雪害対策	95
第24節	業務継続計画の整備	97
第25節	震災復興を円滑に行うための事前の備え	98
第3章	災害に強い人づくり	99
第1節	市民・職員の防災対応力強化	99
第2節	地域・組織の充実・強化	103
第3節	防災訓練の実施	107
第4章	調査・研究	109

第1章 災害に強い都市づくり

第1節 強く、しなやかな減災都市づくり

基本方針	災害による被害を最小化する減災都市づくりを進め、都市機能を維持させるため、様々な分野にわたり政策連携を図る。 1 地震に強い都市づくり 2 風水害等に強い都市づくり 3 震災復興都市づくり
------	--

1 地震に強い都市づくり

(1) 八王子市都市計画マスタープランの策定

市は、都市計画の基本方針となる八王子市都市計画マスタープランに掲げた減災都市づくりに向けて、適切な防災対策を講じることができるよう情報提供に努めるとともに、災害履歴やリスクを踏まえた土地利用や施設整備を誘導する。さらに大規模災害への対応力を一層強化するため、事前復興などの考え方に基づく取組を推進する。

[都市計画部・関係各部]

(2) 災害時でも持続する都市機能の強化

災害時における物資搬送や被災者の救援救護活動に必要となる特定緊急輸送道路沿道の耐震化や電気、ガス、水道、下水道、通信網などのライフラインの耐震化を進めるとともに、多様なエネルギーの利用を促進することで、災害時でも持続する都市機能の強化を目指す。

[都市計画部・まちなみ整備部・水循環部・関係各部]

(3) 大規模災害時の活動拠点とアクセス機能の強化

圏央道八王子西IC周辺、中央道八王子IC北地区、多摩NT鏈水周辺及び八王子駅南口集いの拠点（仮称）を大規模災害時の活動を支援する拠点として位置づける。また、災害拠点病院である東京医科大学八王子医療センターや東海大学医学部附属八王子病院と大規模災害時の活動を支援する拠点を結ぶアクセス道路等の整備を図る。

[都市計画部・拠点整備部・道路交通部・関係各部]

2 風水害等に強い都市づくり

土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域など、土砂災害の恐れがある区域では、土砂災害防止対策を進めるとともに、警戒避難体制の整備を図り、災害履歴やリスクを踏まえた土地利用の規制・誘導を進める。

[生活安全部・都市計画部]

3 震災復興都市づくり

大地震により被災した場合に備え、八王子市震災復興マニュアル及び八王子市震災復興の推進に関する条例に基づき、市民生活にかかわる都市と住宅の迅速な復興を進めるために、市街地特性ごとの復興モデルプランを作成する。また、災害時に市民の資産を保護し、災害後の迅速な復旧・復興活動を可能とする地籍調査事業を進める。

[都市計画部・生活安全部・関係各部]

第2節 燃えにくい市街地の形成

基本方針	災害に強いまちづくりの一環として、燃えにくい市街地の形成を総合的に進める。 1 都市計画における延焼遮断機能の強化や建築物の耐震・不燃化等による「延焼火災に強い市街地整備」の推進 2 市街地の整備（市街地再開発事業、土地区画整理事業、地区計画制度の活用等）による防災上危険な市街地の解消
------	--

1 延焼火災に強い市街地整備の推進

(1) 延焼火災に強い市街地づくり

市は、八王子市都市計画マスタープランに基づき、都市としての延焼遮断機能の強化をはじめ建築物の不燃化、土地利用の誘導その他多様な手法の活用により「延焼火災に強い市街地整備」を総合的に推進する。

[都市計画部]

(2) 道路・河川・鉄道沿線・公園等の延焼遮断機能強化

道路・河川・鉄道・公園等の有する延焼遮断機能を強化するための施策を総合的に推進する。

[都市計画部・まちなみ整備部・道路交通部]

(3) 都市計画道路の整備

防災上重要な軸となる都市計画道路の整備と併せて延焼遮断帯を形成し、防災機能の向上を図る。

[都市計画部・道路交通部]

2 市街地の整備

(1) 市街地再開発事業の推進

市、関係機関等は、災害時には延焼遮断空間となる街路の拡幅、その他公共スペースの確保を通して、地域の防災性や生活環境の向上を図るため、市街地再開発事業の推進に努める。

[拠点整備部]

(2) 土地区画整理事業の推進

市、関係機関等は、中心市街地の住宅密集地区や住工混在地区の解消、周辺市街地における無秩序な市街地の拡大防止等を通して、災害時には避難・延焼遮断空間となる道路・公園等の整備及び倒壊等危険性の高い地域の不燃化を図るため、現在施行中若しくは計画中の土地区画整理事業について、引き続き推進に努める。

また、生活基盤整備や都市機能が整った新市街地の整備をめざし、施行地区や施行方法についての調査を行うとともに、組合、個人などが施行する区画整理事業について、協議・調整・指導を行う。

[拠点整備部]

(3) 地区計画制度の活用

市は、土地利用の規制や建築物の用途・形態の制限等を定めた地区計画制度を活用し、建て詰まりの防止や狭あい道路の拡幅等の促進を図り、地区の防災性を高める。

[都市計画部]

(4) 旭町・明神町地区周辺まちづくりの推進

市は、東京都立多摩産業交流センター（東京たま未来メッセ）と連携し、旭町・明神町地区の一体的なまちづくりを推進している。このなかで、防災性の向上を図るため、一時的な避難スペース等の防災機能を持った広場施設の整備や、周辺道路の無電柱化を推進していく。

[拠点整備部]

(5) 八王子駅南口集いの拠点整備

市は、JR 八王子駅南口の南に位置する、八王子医療刑務所跡地を活用し、防災機能を備えた公園、ミュージアム、ライブラリ、交流スペースが一体となった複合機能施設の整備を進めている。

災害時、大規模な延焼火災等における避難場所等の強化のため、広域避難場所として指定するほか、八王子駅周辺に滞留した帰宅困難者の受入れ対策のため、一時滞在施設として活用ができるよう推進していく。

[拠点整備部]

第3節 オープンスペースの確保

基本方針	将来の市街地化によるオープンスペースの減少を見込み、計画的に災害時に有効なオープンスペースの確保に努める。
	1 火災の延焼拡大防止と避難地の確保を図るための都市公園整備
	2 主要幹線道路とのアクセス性に優れた多目的防災拠点の整備
	3 公共施設・公園等の適正配置と住宅密集地区における「公共空地」の集積・連担化の推進
	4 農地・緑地の保全
	5 公園・植樹の持つ延焼遮断効果の活用等、防災機能強化の視点による「みどりの基本計画」の推進
	6 オープンスペースの把握

1 都市公園の整備

市内にある7種の都市公園（下記1～7）は、市民の憩いの場であるとともに、災害時における火災の延焼防止や退避場としての役割も担っており、これまでも整備に努めてきたところであるが、今後も景観や防災面にも配慮して計画的な整備に努める。

- (1) 街区公園（街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園）
- (2) 近隣公園（近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園）
- (3) 地区公園（徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園）
- (4) 総合公園（休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園）
- (5) 運動公園（運動の用に供することを目的とする公園）
- (6) 特殊公園（風致公園、動植物公園、歴史公園、墓地等特殊な公園）
- (7) 都市緑地（都市の自然環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地）

[まちなみ整備部]

2 主要幹線道路沿いの多目的防災拠点の整備

(1) 道の駅八王子滝山

平成25年3月に全面開通した新滝山街道沿いに位置し、中央道八王子IC、国道16号、国道16号八王子バイパスに近接しており、交通の要衝となっている。

災害時には、地域住民の避難場所となるほか、完備している駐車場を道路利用者の安全確保や一斉帰宅抑制等を目的に避難する場所としての活用を推進する。

また、施設にはマンホールトイレ、井戸（飲用不可）が備えられており、今後は、現在ある備蓄品の拡充を図るとともに、施設が備えている機能を活用して、炊き出しの実施や農家による地場産農産物の無償提供ができる体制の維持に努める。

[産業振興部]

(2) 北野多目的広場

国道16号八王子バイパス等の主要幹線に近接するオープンスペースを災害時の地域の避難場所としての機能保全に努める。

また、マンホールトイレ、独立型防災倉庫が備えられているほか、災害時にはヘリコプター臨時離発着所としての活用や、自衛隊の災害派遣部隊の活動拠点として位置づける。

[まちなみ整備部]

3 公共施設・公園等の適正配置と空地の集積・連たん化の推進

公共施設や公園等の配置についてオープンスペース確保の観点から総合的に進めるため、関係各部との連携・調整を積極的に行う。また、公共施設の接道部緑化やポケットパークの整備等により、住宅密集地内における「空地」部分の集積・連たん化及び拡大の推進に努める。

[まちなみ整備部・関係各部]

4 農地・緑地の保全

(1) 農地・緑地の保全

市は、残存する農地や緑地等に対し、保全のための各種施策の活用や所有者の協力を得ることにより、火災の延焼防止等の機能など、防災上重要な役割を担っている緑の空間やオープンスペースの保全を図っていく。

[環境部・まちなみ整備部・産業振興部・都市計画部]

緑地等の状況

区 分	か 所 数	面積	備 考
都 市 計 画 緑 地	11 か所	366.15 ha	都市計画法に基づき都市計画決定された緑地
緑 地 保 護 地 区	6 か所	78,241 m ²	八王子市緑化条例に基づく指定
東京都保全地域	14 か所	744,276 m ²	東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく指定
斜面緑地保全区域	46 か所	268,536.82 m ²	市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例に基づく指定
生産緑地地区	1,000 か所	207.95 ha	生産緑地法に基づき都市計画決定された市街化区域内の農地(R2.12.11 告示)

(令和6年4月1日現在)

(2) 保全すべき緑地の確保・管理

市は、緑を将来にわたって確保するため、保全制度を活用し、保全すべき緑地の確保・管理を推進する。

[環境部・まちなみ整備部]

5 防災機能強化の視点による「みどりの基本計画」の推進

市は、市域における公園・緑地の適正な配置と整備、都市緑化の推進など、みどりに関する各種施策をとりまとめた、みどりとオープンスペースの総合的計画である「みどりの基本計画」を策定している。今後は、街路樹などの整備や斜面林の保全による延焼防止機能の確保など「みどりの基本計画」に基づく取組を進めていく。

[環境部・関係各部]

(1) 公園の防災機能の充実

公園は、災害発生時地域住民の避難スペースとなることに加え、施設周辺への延焼遮断効果を持つことから、樹木による緑化等の防災機能の強化を図る。

[まちなみ整備部]

(2) 緊急輸送道路等の緑化の推進

緊急輸送道路、避難路として位置づけられる主要道路については、容易に燃える種類の樹木の植栽を行わないように努め、必要に応じ、延焼遮断効果を持つ樹木による緑化を図る。

[道路交通部]

6 オープンスペースの把握

オープンスペースは、災害時には、防災機関の活動拠点や災害廃棄物の仮置場、建設型応急住宅建設用地等様々な用途での利用が期待される。

市は、市域の災害時に利用可能な一定規模以上のオープンスペースを把握して、データベース化し、災害発生時に円滑に活用できるよう体制を構築する。

[生活安全部]

第4節 地震火災等の防止

基本方針	現在は、多数の火気使用設備・器具等が使用されており、過去の地震の被害状況からみて、地震時にこれらの設備・器具等から出火する危険性は極めて高いといえる。 このため、地震火災等を防止するため、消防力や消防水利の整備・強化を総合的かつ計画的に進める。 1 出火要因除去対策等の推進による出火防止 2 地震時においても発揮できる消防力の整備・強化 3 消防水利の整備・維持管理 4 水道管路網の耐震性能強化や非常時における消防用水利供給・補充等に関する市、東京都及び消防署の連携・協力の強化
------	--

1 出火の防止

(1) 火気使用設備・器具の安全化

消防署は、火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）に基づき、対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底、火気使用設備・器具周囲の保有距離の基準化、火気使用設備の固定、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの普及等、各種の安全対策を継続推進するとともに、適正な機能を保持するため火気使用設備・器具の点検・整備について指導の徹底を図っていく。

(2) 石油等危険物施設の安全化

消防署は、石油等の危険物施設に対して、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査の強化などを行うことにより出火防止、流出防止を図っていく。

また、準特定屋外タンク貯蔵所に対する耐震性能の技術基準への早期適合を推進するとともに、設備に対する応急措置等について事業所指導を徹底し、保安管理体制の充実、強化を図る。

(3) 液化石油ガス消費施設の安全化

東京都は、所管する液化石油ガス販売事業者に対して立入検査等を行い、保安の確保に努めているが、特に震災対策の強化を図るため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に基づき、地震時における容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限にとどめるよう指導の徹底を図る。

(4) 化学薬品の安全化

消防署は、化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等の立入検査を定期的を実施し、保管の適正化を指導するとともに、事業所に対する実態調査を行うなど、個別的、具体的な安全対策を推進していく。

<主な指導事項>

- ア 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- イ 化学薬品収納棚の転倒防止措置
- ウ 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置
- エ 化学薬品収納場所の整理整頓
- オ 初期消火資器材の整備

(5) 電気設備等の安全化

変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備は、火災予防条例により出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備を義務付けている。

消防署は、電気器具や配線からの出火を防止するため、耐震化・不燃化を強力に指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の推進を図る。

(6) 事業所、一般住宅等の安全指導

消防署は、立入検査及び防火診断を通じた指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。

2 地震時にも発揮できる消防力の整備・強化

(1) 常備消防力の強化

平成29年11月、東日本大震災で得た教訓をもとに整備された、総合的な消防防災施設である東京消防庁南多摩総合防災施設が完成。また平成30年12月、北西部地域に檜原出張所を新たに開設されるなど、災害対応・消防力の増強が図られた。市は、広域的な地域特性を踏まえ、常備消防体制の強化を東京都に対して強く求め、地域性、人口密度、火災発生状況などを勘案し、消防力の整備指針に基づいて消防署所の適正配置を促進する。

[生活安全部]

(2) 消防団体制の充実強化

市は、消防団体制の充実を図るため、消防団器具置場の公有地化や消防ポンプ車、消防用資器材、救助用資器材等の配備を進めるとともに、団員の確保、資質の向上に努める。

[生活安全部]

(3) 街頭消火器配備

市は、東京都の「地震に関する地域危険度測定調査」における火災危険度等に応じ、八王子市地域消火器配備要綱を定め、地域内での初期消火体制の強化を図る。

[生活安全部]

(4) 市民・事業所の火災対応力強化

住宅用火災警報器、感震ブレーカーなどの設置を促進するとともに、停電復旧に伴う出火防止対策を推進する。

[生活安全部]

(5) 地域防災力の向上

市は、消防署と連携して、消防団、自主防災組織等が訓練に活用できる訓練施設、資器材等の確保に努める。

また、消火栓等を活用した地域での初期消火体制の強化を図るため、市は、自主防災組織等に対して、スタンドパイプ及び消火器等の資器材の助成を行い、消防署等による訓練を推進し、地域防災力の向上に努める。

[生活安全部]

(6) 自衛消防隊の活動力向上

消防署は、事業所自衛消防隊が災害時に効果的な活動ができるよう、訓練等の指導を推進する。

3 消防水利の整備・維持管理

(1) 防火水槽の整備

市は、消防水利の充実・強化を図るため、公共施設の整備時に防火水槽等を設置するよう努める。

また、開発行為を行う事業者に対して、八王子市宅地開発指導要綱、八王子市集合住宅等建築指導要綱に基づき、必要に応じて防火水槽の設置を行うよう指導する。

[生活安全部・施設所管部・まちなみ整備部]

(2) 排水栓等の活用に向けた整備

市は、平成24年9月10日に、東京都と排水栓を消火用に活用するため、「上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書」及び「上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書実施細目」を締結した。今後は、消防署と連携して水利指定に向けた整備を図る。

[生活安全部]

(3) 消防水利の維持管理

市は、既設の消防水利について、その機能を損なわないよう維持管理に努める。

[生活安全部]

4 市、八王子消防署、東京都の連携強化

(1) 震災時における消防水利確保のための連携強化

震災時における消防水利確保のため、市・八王子消防署・東京都の3者による連携の強化を図っていく。

[生活安全部]

(2) 地震に強い消火栓の整備

地震時にも機能し得る消火栓のあり方について、東京都や関係機関と協力・連携し、その整備に努める。

[生活安全部]

第5節 建築物の安全化

基本方針	防災拠点施設となる公共的建物やその他建築物における、建築物耐震性の向上、安全化を総合的に進める。				
	1 耐震改修促進法に基づき国土交通大臣が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修促進を定めるための基本的な方針」及び「東京都耐震改修促進計画」に基づき、耐震改修の対象となる建物の耐震化の目標数値を設定する。				
	2 市施設・防災機関・医療機関その他防災拠点施設となる建築物及び不特定多数者が利用する施設等の耐震性強化を図る。				
	3 木造住宅の耐震診断に対する補助や、耐震診断・耐震改修の必要性のPR等、民間建築物の耐震性強化の促進を図る。				

1 耐震化の目標

「第2次八王子市耐震改修推進計画（平成29年4月策定）」における耐震化の現状と目標

対象建築物	耐震化率				
	第2次八王子市耐震改修促進計画策定時		現 状		目 標
特定緊急輸送道路沿道の建築物	平成27年度末 (2015年度末)	87.7%	令和5年度末 (2023年度末)	94.7%	令和7年度（2025年度）までに100%とする
一般緊急輸送道路沿道の建築物	平成26年度末 (2014年度末)	83.5%	令和5年度末 (2023年度末)	90.6%	令和7年度（2025年度）までに90%とする
住 宅	平成27年度末 (2015年度末)	87.1%	令和4年度末 (2022年度末)	92.9%	令和7年度（2025年度）までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消とする
特定建築物	平成27年度末 (2015年度末)	93.2%	令和4年度末 (2022年度末)	96.8%	令和2年度末（2020年度末）までに95%とすることを目標とし、令和7年度末（2025年度末）の目標については耐震化の進捗状況等を踏まえた八王子市耐震化推進計画の改定時に設定
防災上重要な市所有の公共建築物	平成27年度末 (2015年度末)	94.9%	令和5年度末 (2023年度末)	100%	令和7年度（2025年度）までに100%となるよう早期に実施する

[まちなみ整備部]

2 防災拠点施設及び不特定多数者利用施設における耐震性強化

第2次八王子市耐震改修促進計画（平成29年4月策定）等に基づき、公共建築物及び民間建築物で多数の人が利用する建築物等の耐震診断・耐震改修を以下のとおり促進する。

(1) 市施設及び公共公益性の高い建築物等の耐震診断及び耐震強化

市施設、病院、学校及び大規模小売店、映画館等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、施設の耐震診断及び耐震補強工事を順次行うように努める。なお、耐震補強にあたっては、施設構造物の「重要度」に応じた耐震性強化を図る。あわせて、避難所として指定している市民センターの体育施設等については、非構造部材の耐震化についても随時実施していく。

また、建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、市民が安心して建築物を利用することができるよう創設された東京都耐震マーク表示制度について、防災上重要な公共建築物への耐震マークの導入を進める。

[まちなみ整備部・契約資産部・施設所管部]

(2) 小学校・中学校の耐震性の確保

市は、昭和 56 年以前の基準で建築された市立の小・中学校について校舎及び体育館の耐震化が平成 25 年度に終了した。

また、非構造部材も、体育館の照明器具やバスケットゴールについては、耐震化が終了した。引き続き学校全体の非構造部材の耐震化についても随時実施していく。

[学校教育部]

(3) 社会福祉施設等の耐震性の確保

高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者が多数利用する公立社会福祉施設の管理者は、施設の耐震診断・耐震補強工事を計画的に行うよう努める。また、民間福祉施設についても、同様の措置を講ずるよう要請していく。

[福祉部・健康医療部]

3 民間建築物の耐震化

第2次八王子市耐震改修促進計画（平成 29 年 4 月策定）に基づき、緊急輸送道路等を閉塞する恐れのある民間建築物の耐震化を以下のとおり促進する。

(1) 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道の耐震性の確保

地震により緊急輸送道路等、防災上重要な道路の沿道の建築物が倒壊し、道路閉塞を起こした場合、広域的な避難や救急・消火活動に大きな支障をきたし、甚大な被害につながるおそれがある。このため、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路を指定し、沿道の建築物については、震災対策上、重点的に耐震化を図るため、順次対象建築物の把握をすすめ、東京都における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例や耐震改修促進法に基づく指導、助言を行うとともに、特に重要な道路の沿道の建築物に対しては、公共的な観点から必要な支援を行い、令和 7 年度までに耐震化率 100%をめざす。

[まちなみ整備部・都市計画部]

(2) 耐震診断・改修のPR等

民間建築物の耐震診断については、建築物の所有者が行うことが原則である。

市は、東京都、国の示す指針に基づき、民間建築物所有者に対し、耐震診断の必要性のPR、耐震改修による税制優遇措置等建築物の安全確保に関し普及・啓発を行う。

[まちなみ整備部・生活安全部]

(3) 木造住宅の耐震診断等に対する助成

市は、市内で昭和 56 年以前の基準で建築された在来工法による木造住宅について、所有者が耐震診断を実施する場合に費用の一部を補助する「八王子市木造住宅耐震診断補助金」制度を創設し、耐震診断の実施を促進している。また、所有者が耐震改修工事等を行う場合に、その費用の一部を助成するための制度を実施している。今後もこれらの制度の利用を促進し、地震時における住宅の安全に対する市民の意識向上と災害に強いまちづくりを推進していく。

[まちなみ整備部]

(4) マンションの耐震化助成制度の活用促進

市は、市内で昭和 56 年以前の基準で建築された分譲マンションについて、管理組合が実施する耐震化に係る耐震診断、補強設計、耐震改修等に要する費用の一部を助成する制度を実施している。また、個別訪問による耐震化の意識啓発、促進に努めるとともに、分譲マンション耐震化促進アドバイザーを派遣するなど必要な支援を行う。

[まちなみ整備部]

第6節 公共施設等の防災点検

基本方針	災害時における職員や施設利用者の安全確保や円滑な避難対応等に備え、公共施設等において災害対応力の強化を総合的に進める。 1 非常時における安全確保のための防災点検の実施等 2 福祉避難所との連携強化
------	--

1 非常時における安全確保のための防災点検の実施等

各施設管理者は、非常時における安全確保のため、事務用品・備品類の固定、危険物等の引火性物質の安全管理、建物及び塀等の防災性能の調査・補強、防災設備の作動点検等に努める。

なお、市は、保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、転倒防止対策の普及・啓発を図る。

[生活安全部・施設所管部]

2 市と協定を締結している福祉避難所との連携強化

市は、要配慮者のうち支援が必要と判断される方を対象とした二次的な避難所としての協定を締結している各団体等に対して、災害時における速やかな初動活動が行えるよう協力して訓練を実施するなど、連携強化を図る。

[福祉部]

第7節 地盤の液状化対策

基本方針	東京都の「首都直下地震等による東京の被害想定」等によると、市域の一部に液状化の発生可能性がある地域が存在する。開発による盛土地域等については液状化の可能性がないとはいえないことから、公共土木構造物、防災拠点施設及びその他建築物における地盤の液状化対策を総合的に進める。 1 公共土木施設の液状化対策の推進 2 上水道、下水道の液状化対策 3 民間建築物等に対する液状化対策工法の実施促進 4 液状化に関する地盤情報公開の促進
------	--

1 公共土木施設の液状化対策の推進

地盤の液状化による公共土木施設の機能障害を最小限のものとするため、国、東京都及び市の各施設の管理者等は、当該地盤の特性を考慮し、必要に応じて地盤改良等による液状化現象発生防止対策、基礎杭の打設等液状化被害防止対策等に努める。

[まちなみ整備部・道路交通部・施設所管部]

2 上水道、下水道の液状化対策

上水道施設に関しては、東京都水道局に対して、液状化対策の最新の進行状況を定期的に確認していくとともに、対策の実施について要請を行っていく。

下水道施設に関しては、施設の重要性や再構築時期などを勘案しながら液状化対策に取り組んでいく。

[水循環部]

3 民間建築物等に対する液状化対策工法の実施促進

市は、建築確認審査などの機会を捉え、液状化のおそれのある地域における木造住宅などの建築物を対象とした対策工法などについて情報提供を行い、建築物の設計者などに対して的確な対策を講じるよう促していく。

[まちなみ整備部]

4 液状化に関する地盤情報公開の促進

東京都及び市は、東京都が開設している「東京都建物における液状化ポータルサイト」内に集められた地形、地質、土質、地下水位等に関する情報をはじめ、地盤災害の危険度に関する情報の公開体制の整備・促進に努める。

[まちなみ整備部]

第8節 がけ・よう壁・ブロック塀等対策

基本方針

地震時に倒壊する危険性のある、建築基準法に定める技術基準を満たさないがけ・よう壁・ブロック塀等の対策を総合的に進める。

- 1 倒壊の危険性がある、若しくは新たに設置するがけ・よう壁・ブロック塀等の安全化指導
- 2 所有者に対する、定期点検の実施その他安全確保のためのPR

1 がけ・よう壁・ブロック塀等の安全化

(1) がけ・よう壁の安全化

市及び東京都は、がけ地に建築物やよう壁を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例並びに都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づき、防災上の見地からの指導、監督を行う。

また、既設の危険ながけ・よう壁の所有者や管理者に対して、建築基準法及び盛土規制法に基づき、宅地等の保全や災害の防止のための必要な措置をとるよう指導を行う。

[まちなみ整備部]

(2) ブロック塀等の安全化

建築基準法に定める技術基準を満たさないブロック塀等は、地震の際に倒壊しやすい。

このため、市は市内の避難路に面した地震時に倒壊するおそれがあるブロック塀の診断、ブロック塀等の撤去・新設工事の費用の一部を助成し、安全化を推進する。

[まちなみ整備部]

2 定期点検の実施その他安全確保のためのPR

がけ・よう壁、道幅の狭い道路沿いのブロック塀等は、地震時の倒壊により人的被害の原因となる可能性があるとともに、避難や救助活動の妨げとなることも考えられる。このため、市は、ブロック塀等の所有者に対し、定期点検の実施、改修、その他安全化措置の必要性についてPRに努め、対策実施を促進していく。

[まちなみ整備部]

第9節 落下物等対策

基本方針	屋内における落下物、ビル関連落下物、道路上における落下物等の対策を総合的に進める。
	1 学校その他公共施設における落下物防止対策の推進
	2 家具類等の固定や棚の整理等、転倒・落下・移動防止対策の推進
	3 道路上における落下物危険等の防止

1 公共施設等における落下物危険の防止

(1) 学校等公共施設における落下物危険等の防止

市は、小・中・義務教育学校、保育園等の公共施設の窓ガラスの飛散防止対策を講ずるとともに、屋内における物品・器具等の転倒・落下・移動の防止に努める。

[学校教育部・子ども家庭部・施設所管部]

(2) 不特定多数の人が集まる施設における落下物危険の防止

市は、大規模小売店舗、文化的施設等の不特定多数の人が集まる公共公益施設等の管理者に対し、地震時の落下物等による被害を防止するため、市の施設に準ずる措置を講ずるよう、協力を要請していく。

[関係各部]

2 家具類の転倒・落下・移動防止対策

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊及び家具類の転倒による圧死者が多数発生した。また、東日本大震災では、震源地から遠く離れている東京などでも、超高層建築物では、長周期地震動により地面の揺れよりも上部が大きく揺れ、家具類の転倒・落下・移動が発生した。

このことから、市は、屋内における家具類の転倒・落下・移動による被害防止のためのPRに努めており、引き続き市民への周知を図る。特に、寝室については、就寝中は無防備であることから「なるべく家具は置かない、やむを得ず設置する場合は固定する」こと等被害防止のためのPRを推進するとともに、全ての市民が自助として家具類の転倒・落下・移動防止器具の取り付けを行うよう普及啓発に努める。また、市で発行している「八王子市総合防災ガイドブック」のほか、東京消防庁が効果的な転倒防止策としてとりまとめた「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」の内容の普及・啓発を図る。

[生活安全部]

3 道路上における落下物危険等の防止

(1) 屋外広告物に対する規制

地震の際、広告塔・看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことが予想される。このため、市は八王子市屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対して行っている、設置の許可申請及び設置後の維持管理に関する改善指導を一層強化していくよう努める。

[まちなみ整備部・道路交通部]

(2) 自動販売機の転倒防止

東京都は、道路に設置する自動販売機は通行の障害要因となることから設置を認めていない。そのため、違法に占用されたものについては設置者及び自動販売機業界に対して、撤去指導を行い、都道上から自動販売機を一掃した。市についても、東京都に準じて同様の措置を講ずるよう努めるとともに

に、道路上での違法占用を発見した場合は、速やかな撤去措置実施を促進する。また、沿道の私有地等に設置されたもので、危険が予測されるものについては、転倒防止対策をとるよう促していく。

[道路交通部]

第10節 危険物・有毒物等対策

基本方針	危険物・有毒物取扱施設の管理者に対する安全指導を通じて、危険物・有毒物等対策を総合的に進める。 1 立入検査の実施並びに調査に基づく改善指導 2 事業所防災計画の作成状況の確認・指導 3 危険物等の輸送の安全化
------	--

1 立入検査の実施並びに調査に基づく改善指導

市は、必要に応じて、関係機関・団体等と連携し、危険物・有毒物取扱施設の立ち入り検査を実施し、法令に基づく規制の強化、改善の指導を行うとともに、施設の設置地盤の状況を調査し、耐震化に努めるよう指導する。

[施設所管部]

2 事業所防災計画の作成状況の確認・指導

消防署は、危険物施設、高圧ガス取扱事業所、劇物・毒物取扱施設及び放射線等使用施設に対し、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合はその作成を指導し、震災時の出火防止対策や流出防止対策を推進する。

3 危険物等の輸送の安全化

(1) 指導取締りの実施

保健所は、関係機関と連携して毒物・劇物運搬車両の路上点検、及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するように指導取締りを行う。また、要届出毒物・劇物運搬運送業者の所有す毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

[健康医療部・関係機関]

(2) 立入検査等の実施

消防署は、隣接各縣市町村と連絡を密にし、タンクローリーについては立入検査を適宜実施し、構造・設備等を法令基準に適合させるとともに、当該基準を維持するよう指導を強化する。また、トラック等の危険物を運搬する車両についても同様に、適宜、立入検査を実施し、安全対策を進め、「危険物の運搬または移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の促進を図る。

また、警察署は、危険物等を運搬する車両の通行路線について、危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。

第11節 超高層建築物における安全対策

基本方針

関係法令に基づく超高層建築物の施工者、管理者等、並びに鉄道機関に対する安全指導、東京都をはじめ関係機関の連携を通じて、超高層建築物における安全対策を総合的に進める。

- 1 超高層建築物の安全化対策
- 2 長周期地震動対策の強化

1 超高層建築物の安全化対策

(1) 超高層建築物の安全性の維持

建築基準法上の超高層建築物（60m超）の建築に際しては、建築基準法に基づく構造計算等については国土交通大臣の認定を受けることになっているが、特に防災上、構造上の安全性を確保するため、市は施工計画書の審査を行い、市又は指定確認検査機関は中間検査を行う。また、既存の超高層建築物に対しては、特定建築物定期調査報告制度により、毎年あるいは3年ごとに維持保全について報告を求め、安全性の維持を指導する。

[まちなみ整備部]

(2) 超高層建築物における孤立化等対策

首都直下地震などの大地震が発生した場合、マンション等の高層建築物においては、建物が倒壊しなくても、建物の揺れによる家具類の転倒・落下・移動や、エレベーター内の閉じ込め、排水管の損傷等が生じる可能性があるほか、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど、地上階との往復が困難になり孤立するおそれがある。

このため、市、東京都、市民、関係団体等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め対策を推進するとともに、地震後の排水管修理未完了に備えた携帯トイレ・簡易トイレの準備、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食糧などの備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物の各課題に対する取組の促進に努める。

また、警察署及び消防署は、それぞれ所管業務に基づき、火災予防対策・避難対策（混乱防止対策）・防火管理対策・消防活動対策、避難誘導・救出救護活動等について指導、対策を講じる。

[生活安全部]

2 長周期地震動対策の強化

(1) 建築物所有者等の対策の促進

市は、東京都と協力し、建築主及び建築士等に対して、建物の特性に適した補強方法の事例や家具転倒防止対策等について情報提供する。

[まちなみ整備部]

(2) 室内の安全確保対策

市は、長周期地震動の危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について、「高層住宅の防災対策」リーフレットを通じて広く市民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

[生活安全部]

第12節 土砂災害対策

基本方針	降雨時と地震時の2つの場合における、土砂災害対策を総合的に進める。
	1 適正土地利用の誘導等
	2 斜面崩壊防止対策の推進
	3 造成地災害防止対策の推進
	4 山地災害・土石流等防止対策の推進
	5 土砂災害防止法による各種対策の推進
	6 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

1 適正土地利用の誘導等

(1) 安全を重視した土地利用の推進

都市への急激な人口集中により、多くの宅地造成や建築が進み、また、地価の高騰を主な理由として、宅地開発が周辺のがけ地等へも及んでいる。このため、無秩序な市街化を招き、環境を悪化させ、災害に対する危険性を増大させる一因となった。

このような状況を改善し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、土地利用計画及び有効な法的規制が必要である。

都市計画は、広域的な視点から計画的な市街化を図るため、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域としての市街化区域と、市街化を抑制すべき区域としての市街化調整区域とに区分している。市街化区域では一定規模以上の開発を許可制とし、市街化調整区域内の開発は原則として抑制されている。また、宅地造成等工事規制区域で宅地造成等を行う場合は、盛土規制法により許可制としている。

これら土地利用計画及び法的規制の活用により、引き続き、良好な市街地の形成及び安全な宅地の造成を図っていく。

[都市計画部・まちなみ整備部]

(2) 避難所及び要配慮者関連施設の安全確保対策

土砂災害により被害が想定される避難所及び要配慮者関連施設については、代替施設の確保や警戒避難体制の整備等のソフト対策とあわせ、必要に応じて土石流対策、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策のハード対策の促進について東京都へ要請していく。

[生活安全部・まちなみ整備部]

(3) 立地適正化計画による災害危険性のある区域の周知

都市再生特別措置法第81条に基づき令和2年3月に策定した八王子市立地適正化計画により、土砂災害や水害などの危険性のある区域を周知することで、災害リスクへのしなやかな対応と居住誘導を促していく。

[都市計画部]

2 土砂災害に対する警戒避難体制整備等

土砂災害の恐れのある場所について、昭和41年度以降、土砂災害に対する警戒避難体制の整備等に資することを目的に「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」が調査・公表されてきたが、平成13年、土砂災害防止対策の推

進を図るため、土砂災害が発生する恐れがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、その区域では一定の開発行為の制限や建築物の構造規制等を行うこと等を目的とした土砂災害防止法が施行されたことにより、このような警戒避難体制の整備等を要する区域の調査・公表の仕組みは同法に引き継がれ、東京都でも土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を進めてきた。

令和3年度末にそれらの区域の指定が全国的に概ね完了し、土砂災害警戒区域等の名称も国民の間で一定程度定着したことから、令和6年度より、これまでの「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」としていたものは、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」及びこれらの総称としての「土砂災害警戒区域等」と読み替えることとなった。（令和5年11月10日付国水砂第208号「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて」より）

この土砂災害警戒区域等について、本市では平成24年から区域指定が行われ、平成30年3月に市内全域の区域指定が完了している。その後、市内の土地開発・土地改変に伴って区域指定の変更等の可能性があることから、引き続き調査が行われている。

指定された区域については、土砂災害警戒区域等や避難体制などのハザード情報を示した「八王子市総合ガイドブック」へ掲載し、市民等への情報提供を行うとともに、警戒避難体制の整備等を図っていく。

[生活安全部・まちなみ整備部]

3 斜面崩壊防止対策の推進

(1) 急傾斜地の安全化対策

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」では、傾斜度が30度以上である土地を急傾斜地と定義している。一般的には、「地すべり」と対比して、大雨や地震その他要因により斜面が突然崩れ落ちるものを急傾斜地の崩壊と呼び、このような可能性の考えられる土地を急傾斜地という場合が多い。

これら、急傾斜地の崩壊防止対策については、所有者が行うのが原則であるが、東京都は、この法律に基づき、土砂災害のおそれのある自然斜面において、所有者等による対策が困難な場合に、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、斜面の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為を制限するとともに急傾斜地崩壊対策工事を行っている。

市は、これらの箇所について市民への情報提供に努め、所有者に対する安全対策の実施・是正勧告等の安全化対策の推進、警戒避難体制の整備を図るとともに、崩壊防止工事のさらなる促進について東京都へ要請していく。

[生活安全部・まちなみ整備部]

(2) 崩壊の危険のある急傾斜地の巡視及び啓発活動等

市は、東京都と連携し、風雨時等、がけ崩れの危険が予想される場合の巡視の実施及び危険区域内居住者宅への安全確保のための啓発活動に努める。

[生活安全部・まちなみ整備部]

4 造成地災害防止対策の推進

(1) 造成地データベース（台帳）の作成

市は、東京都と連携し、造成地の位置図、開発行為が行われた年次、設計基準等を、造成地データベース（台帳）にまとめる。これにより予防、応急対策等の基礎資料としての活用を図る。

[まちなみ整備部]

(2) 災害防止に関する指導・監督等

市、東京都は、造成地に発生する災害を防止するため、都市計画法、建築基準法、盛土規制法その他に基づき、許可・確認の審査並びに当該工事の施工に対する指導・監督を行っている。今後も引き続き指導・監督を行うとともに、巡視等により違法開発行為の取り締まりを行い、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意喚起に努める。

＊市内全域を「宅地造成等工事規制区域」として指定
(令和6年7月規制区域公示)

[まちなみ整備部]

(3) 盛土等に伴う災害防止

市は、「盛土規制法」において規制区域を指定するにあたり、法に基づき盛土等に伴う災害発生の恐れがある区域の把握のために必要な調査を実施し、盛土等の安全性を確保することで、防災機能の向上を図る。

[まちなみ整備部]

(4) 大規模盛土造成地の安全対策

市は、東京都が実施している大規模盛土造成地の調査結果に基づき、市内の危険個所について対応方針を検討し、必要に応じて対策工事を実施することで、防災機能の向上を図る。なお、大規模盛土造成地 525 箇所(第一次スクリーニング結果)に対する安全対策の実施の有無を判定する調査の進捗率を令和12年度(2030年度)までに90%とする。

[まちなみ整備部]

5 山地災害・土石流等防止対策の推進

(1) 山地災害危険地区の安全化

東京都は、森林法等に基づき、治山事業を計画的に推進するとともに、人命保護の立場からこれらの危険地の周知を図り、警戒避難体制の確立等、災害の軽減・防止に努めている。市は、東京都と連携してこれら被害軽減策を推進するとともに、治山工事の促進について東京都へ要請していく。

＊市内の山地災害危険地区 (東京都産業労働局所管分 令和4年4月1日現在)

崩壊土砂流出危険地区 18 箇所

山腹崩壊危険地区 20 箇所

[産業振興部]

(2) 土砂災害警戒区域等(土石流)の安全化

東京都は、特に危険性が高く、あるいは人家や公的施設の多いものから、順次、砂防指定地に指定し、対策工事を実施している。市は、これら、危険区域の把握に努める。

[水循環部]

(3) 地すべり対策

市は、地すべり危険区域の把握に努めるとともに、東京都が進める総合的な地すべり対策に協力していく。

[関係各部]

6 要配慮者利用施設における避難確保計画等の作成

平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、浸水想定（予想）区域及び土砂災害警戒区域に該当する、要配慮者利用施設を地域防災計画に定めることが規定された。

これに伴い市は、当該区域に指定されている要配慮者利用施設を地域防災計画に規定するとともに、該当施設が行う避難確保計画の作成、訓練の実施等について指導及び支援を行う。

[生活安全部・関係各部]

第13節 総合的な治水対策の推進

基本方針	災害に強いまちづくりの一環として、治水対策を総合的に進める。
	1 河川整備の推進
	2 水路と公共下水道（雨水）の整備
	3 雨水流出抑制施策の推進
	4 緑地保全（森や林の流木対策）の推進
	5 水防体制の充実・強化による水害発生時の被害軽減・対応力の向上
	6 気象観測体制の整備
	7 ハザードマップの普及による水害防止のための市民啓発
	8 地下空間、要配慮者利用施設及び大規模工場等への防災対策の強化

1 河川整備の推進

河川法の適用となる河川は、八王子市内に18河川あり、これらの河川は、国及び東京都により管理されている。

国は、令和5年3月に多摩川水系整備基本方針を変更し、将来の降雨量の増加を見込んだうえで、長期的な河川整備の目標水量である洪水の規模（基本高水）を約1.2倍とした。

また、東京都では、気候変動に伴い降雨量が1.1倍に増加する可能性を踏まえ、令和5年12月に「東京都豪雨対策基本方針（改定）」及び「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を策定し、今後は対策強化流域において気候変動に対応した河川施設の整備を推進していくとしている。

市は、洪水による災害を防止するため、国や東京都に対し、河川などの整備を推進するよう要請していく。

[水循環部]

2 水路と公共下水道（雨水）の整備

市が管理する小河川や水路、公共下水道（雨水）などについては、内水によって浸水被害の予測される地区などを確認・検証し、優先度を設定しながら、全市的な雨水対策の計画を検討、策定し整備を行う。

[水循環部]

3 雨水流出抑制施策の推進

市は、浸水被害の軽減を図るため「雨水が流出しにくいまちづくり」を目的とした雨水流出抑制施策を推進する。開発行為や集合住宅の建築等において、建物や施設の雨水流出抑制策を指導するとともに、公共施設や道路においても浸透・貯留施設による流出抑制施策を実施し、令和12年度（2030年度）までに下水道区域の雨水流出抑制対策の割合を66%にする。

[まちなみ整備部・水循環部・施設所管部]

4 緑地保全（森や林の流木対策）の推進

河川の上流部においては、流木が水路などに詰まり流水があふれ出して、浸水被害の原因となる。そこで、市は、森や林の手入れの推進や市街化調整区域の開発抑制に取組、流木の発生を防止するとともに水源涵養機能の保全を図っていく。

[産業振興部・水循環部]

5 水防体制の充実・強化

(1) 水防倉庫及び資器材の整備等

市は、市内における水害の防御、被害軽減を図るため、事務所などに水防倉庫を設置し、水防資器材の配備を行っている。今後も国・東京都と連携し、市域の水防を十分に果たせるよう、水防倉庫の適正配置及び資器材の整備に努める。

[生活安全部・道路交通部・関係各部]

(2) 東京都水防災総合情報システム等の活用

東京都は、洪水などの水害を警戒し、これによる被害を軽減するため、水防上必要な地点に水位計、雨量計を設置し観測データを把握するとともに、河川監視カメラの映像等をシステム化し水防に係る多様な情報を集中管理する「東京都水防災総合情報システム」を構築し、東京都ホームページで提供している。本システムで収集された河川水位、雨量データ等は防災行政無線を使用した共有情報となっているため東京都の各建設事務所においても本庁同様の情報をリアルタイムで入手でき、本市においては、防災課に設置してある東京都災害情報システム端末経由で見ることができることから、引き続き有効活用に努める。

[生活安全部・水循環部]

(3) 八王子市水位等監視情報システムの活用

市は、令和5年（2023年）4月、市内6か所の水路に雨量観測所、水位観測計、ライブカメラを設置し、降雨予測、降雨情報、水路の状況をリアルタイムで観測できる「八王子市水位等監視情報システム」の運用を開始した。このシステムでは従前から市が設置している7か所の雨量観測所のほか、国や東京都が設置した雨量観測所や水位観測所等のデータについても併せて確認できるため、多くの市民が利用し、早期の防災行動につながるよう積極的に周知を図る。

八王子市水位等監視情報システムで確認できる市内の観測所等

設 置	雨量観測所	水位観測所	映像監視局
国	5か所	1か所	5か所
東京都	9か所	19か所	19か所
市	13か所	6か所	6か所

（令和6年12月31日現在）

[水循環部・生活安全部]

(4) 消防団の強化

市は、各地域における水防行動力を強化する観点から、必要な資器材の確保等に努め、都市化や高齢化の進展等の状況の変化に対応できるよう消防団の強化・資質向上を図る。

[生活安全部]

6 気象観測情報の活用

気象観測は、気象庁により全国規模の観測が行われており、データは広域的なものであるが、気象現象は、地域、地形によって大きく異なるため、防災面では局地的な気象状況把握が極めて重要である。そのため、気象庁や民間気象事業者との連絡を密にとり、市内の詳細な気象情報を収集することで水防対策に活用するとともに、市民に対して積極的に情報発信を行う。

市では、市内に設置している雨量観測所等により気象観測を実施して災害防御のための情報収集を図っている。今後も雨量観測機器の計画的維持管理に努め、ゲリラ豪雨や線状降水帯などの局地的な災害に対処するとともに、ホームページを利用し、観測情報の市民への提供を行う。

[生活安全部]

7 浸水想定(予想)区域の指定・公表

(1) 浸水想定(予想)区域等の指定

国は、想定し得る最大規模の降雨により、管理する河川が氾濫したことを想定した洪水浸水想定区域図を公表しており、東京都は、管理する河川区域において、河川が氾濫したことを想定した洪水浸水想定区域図と内水氾濫を想定した浸水予想区域図を公表している。また、市は、国が管理する河川区域において、排水施設等で想定最大規模の降雨による雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を、内水浸水予想区域として指定している。

[水循環部・生活安全部]

(2) ハザードマップ等の普及

市は、国及び東京都が指定する洪水浸水想定区域、東京都及び市が指定する雨水出水浸水予想区域をもとにハザードマップ等を作成し、市民への周知を行う。

令和4年12月には、水害の特性、水害時の避難方法、ハザードマップなどを記載した八王子市総合防災ガイドブック（第3版）をホームページで公開した。今後も出前講座やホームページ等を通して普及・啓発を行う。

[生活安全部]

(3) 立地適正化計画による災害危険性のある区域の周知

東京都市再生特別措置法第81条に基づき令和2年3月に策定した八王子市立地適正化計画により、土砂災害や水害などの危険性のある区域を周知することで、災害リスクへのしなやかな対応と居住誘導を促していく。〔再掲〕

[都市計画部]

8 地下空間、要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災対策の強化

(1) 自衛水防の促進

市は、水防法第15条の2、3、4の規定により、浸水想定区域内に地下空間を有する施設、要配慮者利用施設及び大規模工場等が作成する避難確保計画、浸水防止計画、訓練の実施等に関する支援を行う等、自衛水防を促進する。

[生活安全部・関係各部]

(2) 洪水に関する情報等の伝達

市は、水防法第15条の規定により、浸水想定区域内に地下空間を有する施設、要配慮者利用施設及び大規模工場等がある場合は、施設についての現状を把握し、その施設の管理者等に対し関東地方整備局等から得た洪水に関する情報を伝達できる体制の整備に努める。

また、市は、浸水想定区域内等の社会福祉施設、学校、医療施設、その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設についての現状を把握し、施設管理者等が洪水時に適切な対応ができるよう、洪水予報等の円滑かつ迅速な伝達に努める。

[生活安全部・関係各部]

(3) 避難確保計画の作成等

平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、浸水想定（予想）区域及び土砂災害警戒区域に該当する、要配慮者利用施設を地域防災計画に定めることが規定された。

これに伴い市は、当該区域に指定されている要配慮者利用施設を地域防災計画に規定するとともに、該当施設が行う避難確保計画の作成、訓練の実施等について指導及び支援を行う。

[生活安全部・関係各部]

第14節 農林水産施設対策

基本方針

豪雨や台風時における農水産施設等の被害防止や森林保全の対策を総合的に進める。

- 1 かんがい、排水施設の整備による田畑の湛水排除等
- 2 水産施設の管理者への災害予防の各種指導
- 3 森林の機能保全のための保安林の整備

1 かんがい、排水施設の整備

東京都及び市は、各河川の改修状況も勘案の上、特に降雨時の湛水排除を考慮した、かんがい、排水施設の整備を行うとともに、周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所改修や補強工事のほか、ハザードマップの作成配布等の計画的推進などの災害予防を行っている。

市は、関係団体・事業者と連携し、これを促進するとともに必要な協力体制の確立に努める。

[産業振興部]

2 水産施設の管理者への指導

東京都は、漁業協同組合等の管理者に対する各種指導により内水面養殖場などの水産施設についての災害予防を行っている。

市は、関係団体・事業者と連携し、これを促進するとともに必要な協力体制の確立に努める。

[産業振興部]

3 保安林の整備

森林は、豪雨時における雨水の流出抑制や土砂流出の防備などの機能を果たしており、こうした森林の機能保全のため、保安林の整備に努める。

(1) 水源涵養林

東京都は、第11次水道水源林管理計画（平成28年度から平成37年度までに至る10年間）に基づき、水源涵養や土砂流出の防備等を促進している。

市は、関係機関・団体・事業所等と連携・協力し、森林火災の防止、林業経営環境の活性化等の支援施策の推進、その他必要な協力体制の確立に努める。

[産業振興部]

(2) 土砂流出防備林

東京都は、治山事業計画を策定し事業を実施している。また、既往の災害により荒廃した地区については、復旧の観点から事業を実施してきた。具体的な実施計画は、人家、公共施設等の保全対象を勘案の上、地質、傾斜度、林齢、荒廃度、降雨量等の自然的原因を検証し策定している。

市は、関係機関・団体・事業所等と連携・協力し、森林火災の防止、林業経営環境の活性化等の支援施策の推進、また、山地災害危険地区について崩壊発生の危険性、土石流に関する情報の収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について、地域住民に周知徹底を図るほか、必要な協力体制の確立に努める。

[産業振興部]

第15節 鉄道施設等の対策

基本方針

鉄道施設及びバス会社の災害対応力の強化を総合的に進める。

- 1 耐震性の強化等による震災予防対策
- 2 土留壁、排水溝の整備等による風水害予防対策
- 3 非常時における安全措置の教育等による災害予防対策

1 鉄道会社の震災予防対策

(1) 鉄道施設の耐震性の強化

各鉄道会社は、鉄道駅、駅間施設等定期的な検査により耐震性などのチェックを行って防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強・取り替え等の事業を推進する。

(2) 職員・利用者の安全確保

各鉄道会社は、列車の緊急停止装置の整備と並行して停止後の運転再開の指示、列車の被害状況の報告等を的確、迅速に行うため、運転士、指令間の無線による情報連絡設備の整備を推進する。

また、災害に関する取組みについて利用者に分かりやすく周知する。

(3) 非常時活動体制の整備・強化

各鉄道会社は、大規模な地震被害により運転不能箇所が発生し社会的影響を及ぼすおそれのあるときは、災害対策本部を設置し必要な初動措置を講ずることになっている。社員はその非常時活動体制の習熟に努めるとともに、必要な資器材・物資等の備蓄や、東京都・市・関係機関・協力会社等との連携体制の確立を行う。また、緊急地震速報システムを活用し、列車運行中に速報を受信した場合の職員・利用者の安全を確保するための体制を確立する。

2 鉄道会社の風水害予防対策

(1) JR東日本

JR東日本は、風水害の防止のため、土留壁、法面工、落石止、排水溝の防災措置を講じている。引き続き風水害による事故防止のため、線路環境の実態把握に努め、重点的な防災強化工事を実施するとともに、全社的な防災管理システムの研究開発に対応して、災害予測、検知、情報連絡のために必要な機器の開発整備を推進する。

(2) 京王電鉄

京王電鉄は、風水害の防止のため、土留壁、法面防護、排水溝等の整備などの防災措置を講じているが、その他に次の予防対策を行う。

ア 風害対策

鉄道線路における風害防止のため、対策を必要とする場所（箇所）について、沿線樹木の倒壊予防、架空電車線の振れ止め強化、橋りょう上又は高架部分に風速計の設置等の改善を逐次行っており、今後も事業計画にあわせて改善に努める。

イ 水害対策

鉄道線路における水害防止のため、低地など出水が予想される箇所に排水孔を整備するとともに、雨量計を設置するなど逐次改善を行っており、今後も事業計画にあわせて改善に努める。

(3) 高尾登山電鉄

高尾登山電鉄は、風水害の防止のため、土留壁、排水溝等の整備、線路巡回による環境変化の予知、風速計・雨量計・監視カメラ等の活用などの防災対策に努めており、今後ともこれら防災対策の計画的な改善に努める。

(4) 多摩都市モノレール

台風等による強雨時は、沿線から仮設物や樹木の倒壊、飛来による列車・軌道・構造物への接触事故が懸念されるので、近接施工協議時や沿線巡視時において沿線工事業者への注意喚起を行っている。また、沿線樹木の繁茂状況を把握し、必要に応じ所有者と協議を行っている。

3 バス会社の災害予防対策

各バス会社は、災害による運転中の事故防止のため、運行中止、乗客の救護・避難誘導等の安全措置について、運転者等に対し教育・徹底するとともに、非常時における関係機関との連絡体制の確立など防災対策に努める。

第16節 道路輸送の環境整備

基本方針	災害時の道路輸送のための環境整備を総合的に進める。また、道路・橋りょうの持つ防災機能強化を総合的かつ計画的に進める。
	1 緊急活動用道路の指定・整備
	2 市内各地域並びに公園・緑道、避難場所、市役所・事務所、救急医療機関その他防災拠点施設間のネットワーク化を総合的・計画的に推進するための道路網等の整備
	3 計画的な橋りょうの架替え・新設・維持補修
	4 高齢者、障害者、子ども等の歩行・避難に配慮した、ひとにやさしい道路環境の整備
	5 無電柱化の促進
	6 アンダーパス部の冠水危険個所周知

1 緊急活動用道路の指定・整備

東京都は、発災時における人命救助及び被災者支援等の応急対策活動を展開する上で必要な緊急輸送のために確保すべきルートของ考え方や基本的な対処等を示した「発災時における緊急ルート確保に向けた基本方針(平成28年3月策定)」を策定し、その中で道路(陸上ルート)については、緊急道路障害物除去路線、緊急輸送道路、緊急交通路を指定している。

市は、東京都指定の路線に市の防災活動上必要な路線を加えた路線を「緊急輸送道路」として指定しているが、市で指定した路線についても、東京都指定に準ずる整備を行うよう、東京都に要請するとともに、沿線地域の不燃化、耐震化を都市計画の一環として推進し、倒壊建築物その他による障害物の発生を最小限に抑えるよう努める。また、災害時における緊急輸送道路を確保するため、緊急車両等の通行障害物の除去や災害時の資器材の撤去、障害物除去業務に対する労務提供など民間団体との協定に基づく連携・応援体制の強化を図る。

[都市計画部・まちなみ整備部・道路交通部・拠点整備部・生活安全部]

2 道路の整備

(1) 都市計画道路の整備

現在、事業を進めている八3・4・54号線、八3・4・61号線、八3・3・74号線の早期完成に努める。また、更なる道路ネットワーク充実のため、事業を進めている都市計画道路の進捗状況を見ながら、次の路線整備に対する検討に努める。

[都市計画部・道路交通部・拠点整備部]

(2) 一般市道の整備

市は、地域住民の円滑な避難を確保するため、災害時に閉塞を防ぐべき道路を指定し、狭あいな道路の拡幅整備や舗装の打替えなど避難路となる生活道路の整備を行ってきており、今後も引き続き整備に努める。

[道路交通部]

(3) 立体交差化の促進

市内には、鉄道と道路が平面交差している場所も多く、これが交通混雑の原因のひとつとなっているため、市幹線1級35号線(散田立体)、市幹線1級31号線(桜横町立体)とJR中央線などの立体交差化事業を行ってきたところであるが、鉄道による地域の分断については、災害時の円滑な避難に

支障を来すおそれもあることから、その他の平面交差点についても調査を行い、立体交差化の促進に努める。

[都市計画部]

(4) 国道等の整備促進

国、東京都、中日本高速道路㈱などの各道路管理者は、交通機能の充実や防災面での安全確保を図るため、首都圏中央連絡自動車道などの広域幹線道路や主要幹線道路を整備してきたところである。

渋滞解消や災害時のリダンダンシー確保などに資する道路ネットワーク構築のため、今後も市は各道路管理者に対し整備推進を要請していく。

[都市計画部]

(5) 道路地下の空洞化対策の強化

各道路管理者は、路面下空洞調査などにより、道路の維持管理を行ってきたところであるが、今後も引き続き対策の強化を図るとともに、関係機関に対し整備推進を要請していく。

[道路交通部]

3 橋りょうの架替え・新設・維持補修

橋りょうの架替えや補強・維持補修については、耐震性など防災面も考慮し、整備を行っているところであり、今後も引き続き計画的な整備に努める。また、幹線道路の整備に伴う橋りょうの新設等についても国・東京都など関係機関へ要請していく。

[都市計画部・道路交通部]

4 ひとにやさしい道路環境の整備

(1) 道路環境の整備

市は高齢者、障害者、子ども等も安心して歩け、また、うるおいのある道路空間の創出を図るため、歩道の拡幅、段差の解消、道路の緑化を推進する。

[都市計画部・道路交通部・まちなみ整備部]

(2) 道路標識の整備

市は、道路標識の設置にあたっては、災害時避難の安全確保の観点から必要な配慮を行う。

[都市計画部・道路交通部・まちなみ整備部]

5 無電柱化の推進

市は道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や緊急輸送道路等機能の確保など都市防災の一層の向上を図るため、無電柱化の推進に努める。

[都市計画部・道路交通部]

6 アンダーパス部の冠水事前対策

道路管理者は、異常な豪雨時に冠水のおそれがあるアンダーパス部（※）の冠水注意個所に、排水設備や走行注意を促す標識類の設置を行い、維持管理を行っている。

今後も、排水設備等の適正管理に努めるとともに、地図等を活用して注意個所の周知を図っていく。

※アンダーパス部：主要幹線道路や鉄道などと立体的に交差する道路で、路面の高さが前後と比べて低くなっている箇所

市内の道路冠水注意箇所

道路種別	路線名	地先名又は通称名
国道	16号（八王子B P）	中央線立体
国道	16号（八王子B P）	大和田八高線高架下
国道	20号	20号南浅川アンダーボックス
市道	八王子市幹線1級23号線	明神町1-5-9先 明神架道橋
市道	八王子市幹線1級23号線	北野町586番地先 浅川架道橋 日本オイルターミナル横
市道	八王子市幹線1級24号線	明神町3-2-1先 横山架道橋
市道	八王子市幹線1級35号線	散田町5-1-1 散田架道橋
市道	市道八王子895号線	石川町2975-9先 国立府中37 大星教会入口
市道	市道八王子902号線	石川町943-1先 国立府中35 大星教会入口先
市道	八王子市幹線1級31号線	台町4-6先 桜横町立体

（国土交通省関東地方整備局 令和元年7月資料・一部加工）

〔都市計画部・拠点整備部・道路交通部〕

第17節 ライフライン施設の安全化

基本方針

ライフライン施設の災害対応力の強化を総合的に進める。

1 ライフライン施設の安全化

1 ライフライン施設の安全化

(1) 水道施設の安全化

東京都は、水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進を図るとともに、バックアップ機能を強化する。また、管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消する。

ア 水道施設の耐震化の推進

イ 管路の効果的な耐震継手化の推進

ウ バックアップ機能の強化

エ 自家発電設備の新設・増強

市は、避難所の敷地内給水管の耐震化を考慮するとともに、より強固な連携・協力体制を築くために東京都が設置した多摩水道連絡会などを通じ、「災害に強い水道施設の早期整備」を東京都に要望していく。

[水循環部]

(2) 下水道施設の安全化

ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した下水道施設の延命化を図るとともに効率的な維持管理を進める。

また、緊急輸送道路等下の管路や避難場所となる災害拠点につながる管路については、重要な管路として位置づけ、耐震対策を実施しており、今後は計画的な維持管理を進める。

近年の局地的集中豪雨による、マンホール蓋の浮上及び飛散等の被害が発生した箇所は、圧力開放型浮上防止用鉄ふた等に交換し安全対策を進める。

ア 下水道施設の耐震化

イ 下水道施設の維持管理

ウ 下水道施設の安全対策

エ 停電時などの非常時における、非常用電源の確保

[水循環部]

(3) 電力施設の安全化

東京電力パワーグリッドは、電力の安定供給のため、電力系統のネットワーク化を行い、万一、ひとつの送電ルートが使用不能でも、別ルートによる送電を可能としているが、電気の供給信頼度の向上を図るため、一層の電力施設の安全化を図る。

ア 架空電線路については、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中電線路については地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

ウ 変電設備については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針に基づいて設計する。

(4) 通信施設の安全化

N T Tは、災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。また、その他通信機関においても、これに準じた対策を行う。

- ア 主要な伝送路の多ルート化、ループ化
- イ 主要な中継交換機の分散設置
- ウ とう道、共同溝網の構築
- エ 通信ケーブルの地中化推進
- オ 主要な電気通信設備についての必要な予備電源設置
- カ 重要な加入者についての、2ルート化推進

(5) 都市ガス施設の安全化

東京ガスグループは、ガスの安定供給を図るため、ガス設備の耐震化と供給停止ブロックの細分化による供給継続性向上を図る。

ア 製造所・整圧所設備

(ア)重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を屋上させ安全性を確保する。

(イ)防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止に努める。

イ 供給設備

(ア)導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上に努める。

(イ)全ての地区ガバナーにS Iセンサーを設置し、揺れの大きさ(SI 値)・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。

(ウ)この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

施 設 名	都市ガス関連の安全化対策
製造施設	1 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保 2 緊急遮断弁、防消火設備、LNG 用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害を防止
供給施設	1 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強 2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備
通信施設	1 ループ化された固定無線回線の整備。 2 可搬型無線回線の整備。
その他の安全装備	1 地震センサーの設置 LNG 基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナリー（整圧器）には感震・遠隔遮断装置を設置 2 安全装置付ガスバーナーの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置

第18節 エレベーター対策

基本方針	震災時におけるエレベーター閉じ込め防止及び早期救出の体制の確立、並びにエレベーター復旧を円滑に行うための体制構築を総合的に進める。
	1 エレベーターの閉じ込め防止機能の向上
	2 救出体制及び早期復旧体制の構築状況の把握

1 エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

市は、市有施設のエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進める。特に、避難者や要配慮者を収容する施設、多数の人が利用する市大規模集客施設等を優先する。その他、東京都の対策に準じてエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進する。

【エレベーター閉じ込め防止装置】

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床措置	停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを自動的に最寄り階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、閉じ込めを防止する装置
P波感知型 地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初動微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

[施設所管部]

2 救出体制及び早期復旧体制の構築状況の把握

市は、東京都が一般社団法人日本エレベーター協会と連携して進める、エレベーター閉じ込め発生時における救出体制の構築、並びに早期復旧体制の構築の市内における進捗状況を定期的に把握するよう努める。

[施設所管部]

第19節 市施設における防災拠点機能の整備・強化

基本方針	災害時に災害対策の拠点となる市施設について、拠点機能の整備・強化を総合的に進める。
	1 市本庁舎・事務所、小・中・義務教育学校その他市施設における防災拠点機能の整備・強化
	2 災害対策及び防災活動を実施するための拠点整備
	3 電力、ガス事業者との連携

1 市施設における防災拠点機能の整備

(1) 市役所本庁舎、各事務所等におけるバックアップ設備等の整備

市は、市役所本庁舎、各事務所等において、災害によりライフラインが停止した場合でも、FAX・コピー機等、必要最小限の機器が使用でき、防災拠点としての機能を果たすために必要なバックアップ設備、対策等について整備強化に努める。

また、市施設は災害時における防災拠点となることやBCP対策として、大規模停電を想定した長時間利用可能な容量をもつ非常用発電設備の整備を進めるほか、電源車の確保を電力事業者に要請して機能を維持する。

[契約資産部・市民部・生活安全部・関係各部]

(2) 地区防災拠点の整備

市は、災害時における市民の救援救護対策活動拠点となる各小・中・義務教育学校及び市民センター等について、その機能を果たすために必要な設備・資器材等の整備を図る。

- ア 防災倉庫の設置及び食糧、生活物資等の備蓄
- イ 拠点施設として必要な資器材や備品の整備
- ウ 地域防災無線、消防水利の整備
- エ 非構造部材の耐震化
- オ その他避難所として利用するための条件整備

[生活安全部・避難所主管部]

(3) 市施設の新增改築等における防災機能の整備

ア 市は、新增改築・大規模改修に際しては、災害時における施設の役割等を踏まえ、災害時にも利用できるマンホールトイレ・防災倉庫の設置などに努める。また、災害時におけるエネルギーの確保についても電気、都市ガス、LPガス、再生可能エネルギーのほか、コージェネレーションシステム（※）等の導入など、様々なエネルギー源の特性等を踏まえた調査研究を行い、防災機能の充実を図る。

※ コージェネレーションシステム：エンジン・タービンなどを用いて発電し、副次的に発生する熱を蒸気や温水として回収することで総合エネルギー効率を高めるエネルギー供給システムをいい、天然ガスコージェネ、LPガスコージェネ、石油コージェネ、燃料電池コージェネなどがある。

イ 市は、新增改築等をする際は、その施設が大規模災害時にも活用できる施設となるよう努めていく。

また、地域の地理的要因及び過去の災害状況を踏まえ、大規模災害時には自主避難所としての活用も検討していく。

[施設所管部]

(4) 風水害対策

市は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の指定状況から洪水や土砂災害等の危険性を精査し、その危険性に応じた風水害対策を検討し、可能な箇所から順次実施していくよう努める。災害対策本部を置く本庁舎は令和5年度に浸水防止対策を終え、防災拠点機能の強化を図った。

[施設所管部]

(5) 行政情報システムの予防対策

市は、災害によるシステムの被害を最小限にとどめ、迅速なシステム復旧を行うため、システム用電源の確保、バックアップデータの分散保管、非常時のネットワーク通信の確保、復旧手順等の整備を図る。

[総合経営部、契約資産部]

(6) ヘリサインの設置

市は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑・的確に行うため、都有建築物に準じて、市有建築物屋上に、上空から判読可能な施設名を表示していくことを推進する。

[施設所管部]

(7) 転倒・落下・移動対策

パソコン、通信設備、キャビネットなどは、揺れにより転倒したり、落下したり移動しないよう、堅牢に固定するなど、耐震対策を図る。

[総務部・契約資産部・総合経営部・施設所管部]

(8) 市施設への再生可能エネルギー設備整備

市は二酸化炭素排出量削減のため、設置可能な市施設等への太陽光発電設備等の導入を進めている。

この再生可能エネルギー設備は災害時の停電対策にも有効であるため、今後も引き続き、様々な手法を活用しながら市施設への導入を行い、防災機能の強化を図る。

[環境部・施設所管部]

2 災害対策本部代替施設の検討

施設の新増改築・大規模改修に際しては、災害対策本部の新たな移設先としての活用を検討する。

[生活安全部・施設所管部]

3 電力、ガス事業者との連携

重要なライフラインである電気、ガスに関しては、各事業者が災害時の応急対策に優先順位を設けて復旧作業を行うこととしているが、市も人命保護を最優先として災害拠点病院や重要防災施設の復旧を迅速に行うよう事業者に要請していく。

[生活安全部]

第20節 指定避難所（避難所）等の指定・整備

基本方針	災害時に市民の生命を守るため、市は、災害の危険から緊急に逃れるための指定緊急避難場所（広域避難場所、一時避難場所）及び被災者を避難のために一定期間滞在させるための指定避難所（避難所）を指定し、円滑な避難のための条件整備を総合的に進める。
	1 避難路及び避難場所周辺の整備
	2 指定緊急避難場所（広域避難場所、一時避難場所）の指定・整備
	3 指定避難所（避難所）の指定・整備
	4 感染症発生期の避難対策
	5 指定緊急避難場所、指定避難所以外の避難先の確保・整備
	6 地域活動拠点の確保
	7 帰宅困難者のための一時滞在施設の確保 8 避難所における通信環境の整備

1 避難路及び避難場所周辺の整備

(1) 避難路等の整備

市街地における延焼火災から一時的に身体・生命の危険を避けるため、避難場所への安全な経路として避難路及び避難場所案内板等の整備に努める。

また、道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、避難路沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導に努める。

[まちなみ整備部・道路交通部・生活安全部・関係各部]

(2) 避難場所周辺地区の安全性確保

市は、指定緊急避難場所（広域避難場所、一時避難場所）の周辺地区及び避難路等について、周辺施設の不燃化や緑化を促進し、安全・円滑な避難確保の観点から、面的な環境整備に努める。

また、市は東京都水道局と連携して、避難場所周辺における避難者の安全を確保するため、当該地域に消火栓等を整備する。

[都市計画部・まちなみ整備部・生活安全部・施設所管部]

2 指定緊急避難場所（広域避難場所、一時避難場所）の指定・整備

災害対策基本法第49条の4に基づき、異常な現象の種類（洪水、土砂災害、地震等）ごとに災害の危険から緊急に逃れるための指定緊急避難場所として、広域避難場所及び一時避難場所を指定・整備する。

(1) 指定緊急避難場所（広域避難場所）の指定・整備

地震火災やその他の市街地における大規模火災発生時の、火災による輻射熱から避難者の生命を保護するため、市は、必要な安全距離が確保されたオープンスペースとして、おおむね、市街地の各2km圏に1か所を目途に指定緊急避難場所（広域避難場所）を確保しており、令和6年4月現在、富士森公園、陵南公園、小宮公園、清水公園、工学院大学、東京都立大学、中央大学、東京工科大学、東京薬科大学、拓殖大学、創価大学、明星大学、共立女子学園、浅川河川敷（長沼橋付近～市立上壱分方小学校付近間）の14か所を指定している。

今後も、市街化の状況に応じ、安全な避難のための指定緊急避難場所（広域避難場所）の指定及び周辺環境の整備に努めていく。

[生活安全部・まちなみ整備部]

(2) 指定緊急避難場所（一時避難場所）の指定・整備

市は、災害が発生、または発生する恐れがある時に、災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所として市立の小・中・義務教育学校、市民センター及び都立高校等を異常な現象の種類ごとに指定緊急避難場所（一時避難場所）として指定・整備する。また、八王子市総合防災ガイドブックやホームページ等を活用し、これら指定緊急避難場所（一時避難場所）の周知を図るとともに、各施設の管理者と連携して、円滑な避難のための条件整備に努める。

<地震>

地震災害が発生した時に、災害の危険から緊急に逃れるため、家族や近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難のための集団を形成する場所として、市立の小・中・義務教育学校及び都立高校等の校庭（屋外）を指定。

<風水害>

風水害による災害が発生する恐れがあり、市が避難指示等を発令した際に、市民等が立退き避難をする場所として市立の小・中・義務教育学校、市民センター及び都立高校等の体育館等（屋内）を指定。

<主な整備目標項目>

- ア 本部・事務所との相互情報連絡手段の多ルート化
- イ 初期消火・救助救援活動を行うために必要な資器材の配備
- ウ 夜間・休日に地域住民が指定緊急避難場所（一時避難場所）として利用するために必要な準備措置等

[生活安全部・関係各部]

3 指定避難所（避難所）の指定・整備

(1) 災害時における避難所の指定

災害対策基本法第49条の7に基づき、災害の影響が比較的少ない場所、生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造などの基準に適合する施設を指定避難所（避難所）として指定・整備する。

災害により被害を受け、住居を喪失するなど、引き続き救助を要する者について、市は、一時的居住施設として、避難所を開設し、応急的な食糧配布を行うなどの保護を行う。

このため、市は、避難所開設予定施設として、市立の小・中・義務教育学校、市民センター、富士森体育館及び都立高校等を指定避難所（避難所）として指定し、八王子市総合防災ガイドブック、ホームページ等を活用し市民への周知を図る。

また、避難所に指定した建物については、防火管理者を定め、消防用設備等の点検を確実に行う等、安全性を確認・確保する。

[生活安全部・避難所主管部]

(2) 学校施設の営繕工事

小中学校は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害時には子どもたちの命を守り、また、避難所として地域住民の避難生活をする場所にも指定している。施設の機能向上や生活の環境の改善を図るべく、トイレの洋式化やバリアフリー化など、老朽化した施設について改修工事を推進していく。

[学校教育部]

(3) 避難所開設・運営に必要な食糧等の備蓄

市は、独立した防災倉庫のほか、小・中・義務教育学校及び市民センター等各避難所に防災倉庫を設置し、被災した市民のための食糧や避難所の開設・運営に必要な備蓄を行っており、引き続き計画的な整備に努める。その備蓄品目等については、要配慮者をはじめプライバシー等にも配慮したもの、また避難所内での感染症の拡大防止を図るものを備蓄していく。また、被害の状況により、指定する避難所だけでは収容できない場合に備えて、東京都その他関係機関・団体・事業所等の協力を得て、一時避難のための施設の提供・確保、野外受入施設用資材（テント・ビニールシート等）確保・調達のための体制を確立していく。

[生活安全部・避難所主管部]

(4) 避難所内の生活環境整備

指定避難所には、生活環境の整備を目的として、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯型トイレ、マット、非常用電源、ガス設備のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した設備の整備に努めるとともに、感染症の拡大防止対策を図るための資器材、物品のほか、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器やスマートフォン等の充電器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

なお、避難所に受け入れる被災者数は、概ね居室 3.3 ㎡あたり 2 人とする。ただし、新たな感染症の拡大が懸念される際には、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」や本市「避難所開設時の感染症対策対応方針（令和 5 年 9 月策定）」を参考にし、避難所が過密にならないよう努めるものとする。

[生活安全部・避難所主管部]

(5) 福祉避難所の指定・整備

高齢者、障害者、難病患者等の要配慮者は、一般的な避難所生活には耐えられないことも想定される。このため、市は、要配慮者のうち支援が必要と判断される方の避難所として福祉避難所の指定を行うとともに、社会福祉施設等とは二次的な避難所としての活用を目的とした協定締結を進め、協定等による福祉避難所（以下「協定福祉避難所」という。）の更なる確保に努める。

福祉避難所は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

なお、福祉避難所は、要配慮者の特性を踏まえた建物とするように努める。

[福祉部・生活安全部・関係各部]

(6) 地域、事業者等との連携

市は、あらかじめ指定等した福祉避難所では収容定員が不足する場合を想定して、町会・自治会が管理する集会施設、集合住宅の空き部屋、ホテル・旅館等の宿泊施設等への避難について管理者に協力を要請し、要配慮者が居住地近隣で安全に避難できるよう十分な避難先の確保に努める。

[生活安全部・福祉部・関係各部]

4 感染症発生期の避難対策

新型インフルエンザ等の特に警戒が必要な感染症の発生期における災害時の避難対策については、国や東京都の対応指針等を踏まえた対応を行う。

(1) 感染者等に関する適切な避難方法等の調整

市は、避難所等における感染症拡大を防止するため、平時から感染症の流行状況を把握し、災害時の適切な避難所等や避難誘導等の対応をあらかじめ調整する。

[生活安全部・健康医療部]

(2) 感染者専用避難施設の確保

感染症の自宅療養者等が立ち退き避難をする必要が生じた場合、避難所等における感染拡大防止の観点から、指定避難所等以外の避難施設をあらかじめ確保しておくよう努める。

また、感染者等が指定避難所等に避難した場合に備え、同一避難所等内での避難スペースの確保について調整を行う。

[生活安全部・健康医療部・関係各部]

(3) 感染者専用避難施設の運営に必要な物資・資器材の備蓄

感染者専用避難施設は、パーティションやテントで区画化して避難者が互いに接触しない配置とする。また、保健師等による健康管理体制を整えるとともに、徹底した環境衛生対策による避難施設従事者の感染防止策を図る。そのために必要な物資、資器材を備蓄する。

[生活安全部・健康医療部・関係各部]

5 指定緊急避難場所、指定避難所以外の避難先の確保・整備

市は、市民が災害発生時、又は発生の恐れのある場合、時間的に余裕がないなどの理由から避難場所等への避難が困難となった場合、公共又は民間施設等を活用し、緊急的かつ一時的に受け入れられるよう場所の確保と体制づくりを構築していく。

[生活安全部]

6 地域活動拠点の確保の推進

本市では、自主防災組織等が地域独自で活動拠点を定め、そこに地域住民が一時的に集合し、そこを拠点に災害対策活動を行うとしている地域がある。そこで、市では、この拠点を「地域活動拠点」として、自主防災組織等からの申請により位置づけることで、共助としての災害対策の推進を図る。

[生活安全部]

7 帰宅困難者のための一時滞在施設の確保

市は、帰宅困難者が帰宅可能になるまで受け入れる施設として駅周辺の市施設や協定を締結した民間施設等を一時滞在施設として指定している。今後も駅周辺の公共施設や、民間事業者等への働きかけにより一時滞在施設の確保に努める。

[生活安全部・関係各部]

8 避難所における通信環境の整備

市は避難所運営者や避難所に受け入れた避難者が安否確認や各種災害情報、行政情報等の収集を行いやすくするため、Wi-Fi アクセスポイント、移動基地局の設置等、通信事業者とも連携を図りながら、避難所における避難者の通信環境の整備強化に努める。

[生活安全部・関係各部]

第21節 エネルギーの確保

基本方針

災害時のエネルギー確保策として再生可能エネルギー等の導入を積極的に進める。

- 1 エネルギーの確保
- 2 再生可能エネルギーの利活用促進
- 3 事業者と連携した電源確保

1 エネルギーの確保

市施設における災害時のエネルギーの確保について、電気、都市ガス、LPガス、再生可能エネルギーのほか、コージェネレーションシステム等の導入など、様々なエネルギー源の特性等を踏まえた調査研究を行い、防災機能の充実を図る。

[施設所管部]

2 再生可能エネルギーの利活用促進

(1) 住家への太陽光発電等の導入促進

太陽光発電システムや蓄電池等の設置導入により、災害時にも電力の自己調達・自己消費が可能となることから、市は、住家への太陽光発電等の導入を推進し、自宅等での在宅避難者の比率を高める。

また、市は、太陽光発電システム等再生可能エネルギーの普及促進のために設けた市の助成制度や、東京都等が個人や事業者向けに実施している助成制度について周知啓発を行う。

なお、太陽光発電システムは災害時に破損や浸水等の被害を受けた場合でも、光が当たることで発電する可能性があり、触れたり近づくことで感電する恐れがあるため、その周知啓発も併せて行っていく。

[環境部]

(2) 市施設への再生可能エネルギー設備整備

市は二酸化炭素排出量削減のため、設置可能な市施設等への太陽光発電設備等の導入を進めている。

この再生可能エネルギー設備は災害時の停電対策にも有効であるため、今後も引き続き、様々な手法を活用しながら市施設への導入を行い、防災機能の強化を図る。

[環境部・施設所管部]

3 事業者と連携した電源確保

市は、災害時の電力供給体制の構築を目的として、レンタル会社と発電機を含めたレンタル機材の提供に関する協定を、また、自動車販売会社等と電気自動車（EV）や給電車両（HV、PHV）の貸与に関する協定を締結し、災害時の非常用電源の確保を進めている。今後も各種事業者と協力・連携を図りながら、災害時の電源確保に努める。

[生活安全部・関係各部]

第2章 災害に強い体制づくり

第1節 市の応急活動体制の充実・強化

基本方針

災害には、大きく分けて、震災等に代表される突発的災害と風水害のようにある程度事前予測が可能なものが存在する。これら突発対応型と予知対応型のどちらの場合においても迅速かつ適切な応急活動がとれるよう、体制の整備強化を総合的に進める。

1 各種マニュアル作成・点検による応急活動体制の充実・強化

1 市の応急活動体制の充実・強化

(1) 災害対応・危機管理体制の充実・強化

災害時に、迅速かつ的確な対応をとるために、平常時から、市域の現状を調査、把握し、災害時に発生するであろう状況及び対策を研究・分析して、実際に対策を行う部署、機関等と連携・調整を行い、体制の充実・強化を図る。また、今後も社会環境等の変化を踏まえ、適宜体制の見直しを行う。

[総合経営部・生活安全部]

(2) 災害対策本部運営マニュアル等の点検・周知

市は、災害時に迅速かつ適切な災害対策を行うため、災害対策本部運営マニュアルを点検し、必要な場合は修正を施し、関係職員に周知を図る。また、災害に至る以前の異常現象への対応や、所管事項・施設における危機対応のための危機管理マニュアルについてもこれを点検し、必要な場合は修正を施し、職員の危機管理意識の維持・向上に努める。

[生活安全部・関係各部]

(3) 避難所運営マニュアルの点検・周知

市は、災害時に迅速かつ円滑な避難所の開設及び運営ができるよう、関係職員への周知を行うとともに、避難所運営マニュアルを随時点検し、必要に応じて修正を施すなど円滑な避難所運営体制の整備に努める。

[生活安全部・避難所主管部]

(4) 職員用防災マニュアルの点検・周知

市は、災害初動期に市の職員が迅速かつ適切な対応がとれるよう、職員用防災マニュアルを点検し、必要な場合は修正を施し修正版を作成・配布し、市職員としての責務と災害初動対応について習熟を図るとともに、訓練及び実践の資料として活用していく。

[生活安全部・関係各部]

(5) 災害対応マニュアルの点検・周知

市の各部は、災害発生時の各任務について、発災時に迅速かつ適切な応急活動をとれるよう、事前に指定管理者や委託先を含めた部内の組織体制の構築に努めるとともに、各部・各課における迅速な非常時初動体制を確立するための災害対応マニュアルを作成し、関係職員に周知する。また、災害対策本部設置運営訓練等を実施し、そこで得た課題等について適宜盛り込んでいくほか、指定管理者や委託先に対して、災害対応マニュアルの作成を推進していく。

[関係各部]

(6) 非常時職員動員システムの構築

災害等における職員参集状況や安否確認を行うことを目的に平成 29 年度に導入した安否確認システムを活用し、発災時の円滑な活用に向けた訓練を実施する。

[総務部]

(7) 男女共同参画の取組推進

地域防災計画や避難所運営マニュアル等の点検に際しては男女共同参画の視点を取り入れるよう努め、災害対応における男女共同参画の取組を推進していく。

[市民活動推進部・生活安全部]

第2節 情報の収集・伝達体制の整備・強化

基本方針	迅速かつ適切な情報の収集・伝達体制の整備・強化を総合的に進める。 1 防災機関相互の通信・連絡手段の多ルート化の推進 2 停電対策等を通じた通信設備の機能確保 3 十分な災害情報が集まらない場合においても適切な対応をとるための体制整備と、情報システム等の整備活用による情報技術環境の整備 4 市民・事業所・民間団体等との協力体制づくりの推進 5 非常時における「電話利用自粛ルール」の周知徹底 6 情報収集体制の整備 7 防災情報共有システムの整備
------	---

1 通信・連絡手段の多ルート化

(1) 八王子市地域防災無線整備

市は、市役所本庁舎を統制局として、各事務所や小・中・義務教育学校等避難所予定施設に加え、警察署、消防署、救急告示病院、ライフライン機関、市医師会、八王子建設業協会、東京都トラック協会多摩支部等の防災関係機関相互を結ぶ 260MHz 帯のデジタル式地域防災無線を整備している。今後は、通信手段の複線として新たに防災施設として位置づける施設への配備を進めていく。

[生活安全部]

(2) 八王子市防災行政無線整備

災害時等に、市民に迅速かつ適切な情報を伝達することは、円滑な避難や二次災害防止など災害対策上非常に重要である。このため市は、市役所本庁舎に設置される親局から、市内の各地域に設置している子局のスピーカーを通じて、一斉同報放送を行うための防災行政無線システムを整備している。今後も市のすべての地域において、良好な聴取が可能となるよう、既設機器の適正な維持管理に努めるとともに、屋外及び屋内受信機の配置を計画的に進める。また、各個人宅向け防災ラジオの導入など、確実に放送を聞くことができる多様な情報伝達手段についても研究していく。

[生活安全部]

(3) 災害時優先電話指定の拡充

市は、NTTに対し、市各部、事務所、その他出先施設、小・中・義務教育学校その他避難所予定施設、防災関係機関に関する災害時優先電話指定が拡充されるよう要請し、非常時における電話網の強化を図る。

[契約資産部・生活安全部・施設所管部]

(4) J-ALERT（全国瞬時警報システム）、緊急速報メール等の整備

市民への迅速な緊急地震速報の伝達のため、受信設備及び伝達体制等を整備する。また携帯電話メールサービス（緊急速報メール等）、ソーシャルメディア等への連携など多様な情報伝達手段の確保に努める。

[生活安全部・市長公室]

(5) Lアラート（災害情報共有システム）の活用

Lアラート（災害情報共有システム）は、総務省が普及・利活用を促進し、一般財団法人マルチメディア振興センターが運営しているもので、市町村が発信した災害時の避難指示など地域の安全・安心に

関するきめ細かな情報をテレビやインターネットなどの事業者と共有し、広く地域住民に迅速かつ効率的に提供する情報基盤である。市は、これが速やかな避難の実現と災害の低減につながる情報基盤であることから、災害時における市民への一斉情報提供手段として積極的な活用を図る。

[生活安全部・市長公室]

(6) 衛星携帯電話等の配備

市は、孤立可能性地区においては、衛星携帯電話の配備などの通信手段の確保を図る。

[生活安全部]

(7) 特設公衆電話の設置

大地震等の大規模災害が発生した際には、携帯基地局の電源枯渇による不通地域の拡大や輻輳により音声通話が困難になることから、避難所が開設された際に、避難者の通信を確保することを目的として、市内主要駅周辺にある避難所の一部に、災害時優先電話となる特設公衆電話の整備を行った。今後も、全避難所及び一時滞在施設へ、災害時優先電話となる特設公衆電話の設置に向けた取組を行う。

[生活安全部]

(8) 市災害対策（警戒）本部員及び災害対策本部職員等への非常連絡体制の整備

市災害対策（警戒）本部員及び災害対策本部職員等の自宅電話・携帯電話番号及びメールアドレス等を把握し、職員の安否確認・参集の可否等、災害等非常時の緊急情報連絡・動員体制の確保に努めるとともに、円滑な非常時通信を可能にするシステムの整備を図っていく。

[総務部・生活安全部・関係各部]

2 通信設備の機能確保等

(1) 停電対策

市は、停電時の電源を確保するため、非常用発電設備等を整備し、常に最良の状態を維持するため保守、点検整備に努める。なお、災害対策本部を置く本庁舎は、平成26年度に、非常用発電設備を更新し、外部電源の供給が停止した場合でも72時間以上通常業務が可能となる電力確保を図った。

[契約資産部・施設所管部]

(2) 災害時優先電話の確保

市は、災害時に優先的に発信できる災害時優先電話の指定について、電気通信事業者等とあらかじめ協議し、拡充に努める。

[契約資産部・施設所管部]

3 情報技術環境の整備

(1) 情報処理の環境整備

市は、十分な災害情報が集まらない場合若しくは少ない場合にも、限られた情報・材料をもとにして、迅速な状況判断と初動措置を講ずることができるよう、情報の集約・整理や処理方法等について、全庁的共通ルールの構築を図る。また、職員の情報処理能力の向上に努めるとともに、新しい情報技術の導入について調査研究を進める。

[生活安全部・関係各部]

(2) 災害情報システム等の活用

東京都は、区市町村等の関係機関が収集した災害情報を一元的、総合的に把握し、迅速かつ的確な災害対策活動に役立てるとともに、防災に必要な気象情報等を関係機関に提供し、情報の共有化を図るため「東京都災害情報システム（D I S）」を整備していることから、市はこのシステムを活用して東京都との連携強化を図る。

[生活安全部]

(3) 被災者生活再建支援システムを活用した自治体間連携

市では、被災者生活再建支援業務の効率化・標準化を目的に平成28年度に東京都の共通システムを導入した。今後は、本システムを活用し東京都と都内市区町村が協働設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」を通して都内自治体と連携し、人材育成を充実・強化する。

[生活安全部・財政部・関係各部]

4 民間団体・事業所等との協力体制づくり

(1) 事業所等との協力体制の充実

市は、災害時における道路情報等の収集及び情報の伝達を確保するため、八王子市タクシー合同営業運営委員会八王子駅構内ハイヤー会と「災害時における情報提供に関する協定」を締結しているが、今後は、路線バスに搭載されている無線機等の活用による情報収集・伝達についても各バス会社と協議し、協力体制の充実強化を図る。

[生活安全部・都市計画部]

(2) アマチュア無線団体等との協定に基づく協力体制の充実

市は、アマチュア無線を活用して、災害発生直後における情報収集・伝達ルートを確保するため、市内のアマチュア無線団体と「非常無線通信の協力に関する協定」を締結しており、今後も災害発生後の救援、救護対策活動を実施するために不可欠な「情報ボランティア活動」に関する協力のあり方について協議し、その充実に努める。

[生活安全部]

5 市民相互の情報伝達手段等の周知徹底

市、東京都及び通信事業者は、災害発生直後の電話輻輳（携帯電話含む）を防止するため、市民に対し、非常時における「留意事項」として、「防災機関への通報で、きわめて緊急を要する場合を除き、電話及び携帯電話の利用は控えるよう周知する。

また、市は、家族・知人の安否確認など、発災時の行動を家族等とよく相談するよう周知するとともに、その安否確認手段として、災害時の災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板やソーシャルメディア等の活用について周知徹底を図る。

[生活安全部]

6 情報収集体制の整備

(1) ドローン等を活用するための体制整備

市は、災害時の情報収集手段の一つとしてドローンを導入し運用を行っている。今後もドローンの様々な活用方法を検討するとともに、職員の育成を図る。民間企業等との連携についても検討を図っていく。

また、市消防団は東京都から貸与を受けたドローンを活用し、災害情報の収集や訓練等を実施しており、今後も訓練等を通して、体制整備を図っていく。

なお、今後も様々な資機材の活用について、調査・研究を行っていく。

[市長公室・生活安全部]

(2) SNSによる災害情報の活用

市は、令和3年に市民からの情報を収集・活用する仕組みを導入した。今後、市民から寄せられた情報を精査し、迅速に対応できる体制を強化する。

[生活安全部・市長公室・総合経営部・関係各部]

7 防災情報共有システムの整備

市は、デジタル技術を活用して防災関係機関や市民から収集した被害情報や措置状況、道路情報、その他各種防災情報等を映像や地図情報上で「見える化」し、庁内各部署が横断的に共有すべき情報を一括管理することで迅速な意思決定に寄与する「防災情報共有システム」の調査研究を行い、システム導入に向けた環境整備を図る。

[生活安全部・総合経営部]

第3節 災害時の広報体制の整備・強化

基本方針

- 災害時、市民へ迅速かつ適切な広報活動を行うための体制の整備・強化を総合的に進める。
- 1 災害時に迅速かつ適切な広報活動を行うための広報体制の整備
 - 2 点字、手話、多言語等の要配慮者や外国人にも配慮した、非常時の多様な広報要員の確保
 - 3 大量かつ迅速な広報活動を実施するために必要な官民協力体制の確立
 - 4 市の災害時広報体制の整備・強化

1 非常時における広報活動体制の整備

市は、災害時を想定し、地震時、風水害時等の状況別広報文例、協力機関リスト、要配慮者や外国人向け広報活動関係資料等を含む「災害時の広報活動マニュアル」を作成するとともに、災害の状況に応じた適切な広報体制の整備を図る。

[市長公室・福祉部・市民活動推進部・生活安全部]

2 非常時における多様な広報要員の確保

(1) 要配慮者や外国人への広報要員の確保

市は、職員への資格取得奨励、ボランティア団体等との連携等により、要配慮者や外国人に対して点字・手話・多言語など広報活動に必要な技術をもつ要員の確保を図る。

[総合経営部・福祉部・市民活動推進部・総務部]

(2) 取材対応要員の確保

災害時にマスコミ等からの取材に対応するため、情報の一元化を図るとともに、取材対応に関わる専門員の確保を図る。

[市長公室]

3 民間との災害時広報活動協力体制の確立

(1) 災害臨時広報紙の発行に関する民間との協力体制の確立

市は、災害臨時広報紙を迅速に発行できるよう、編集から印刷までの各分野にわたり、必要な業者・団体等との協力体制の確立を進める。

[市長公室]

(2) ケーブルテレビ及び新聞・テレビ・ラジオ等報道機関との協力体制の確立

市は、災害時に、各報道機関へ避難所情報や救援救護対策情報などの地域密着型生活情報の提供を行うとともに、各メディアがもつ特性を生かし、聴覚・視覚等の障害者、外国人向けの広報媒体としても機能の活用強化を図るよう協力を求めていく。また、放送業務等について災害協定を締結しているジェイコム東京、多摩テレビ及び八王子エフエムと災害時における情報発信体制を確立する。

[市長公室・福祉部・健康医療部・市民活動推進部]

4 非常時における広報機能の整備

(1) 八王子市防災行政無線の整備

市は、屋外・屋内受信機設置による一斉無線放送システムとしての防災行政無線の機能拡張を含めた整備を進める。

[生活安全部]

(2) 各種広報機能の活用

市は、災害情報や安否情報、交通情報、生活・ライフライン情報等をリアルタイムに提供する手段として、ホームページ、防災情報メール、ソーシャルメディア、モバイルアプリ、コミュニティFM（※）、ケーブルテレビなどを活用するほか、その他の手段について検討を行うとともに、市民に情報入手方法等を周知する。また、市は、関東地方整備局がJR八王子駅前に設置した河川情報表示板についても、国・東京都と協議の上、活用していく。

※ 市はコミュニティFMの事業者と「災害情報の放送に関する協定」（平成29年（2018年）締結）を締結しており、必要に応じ災害情報の放送要請を行うが、今後、市が臨時災害放送局を開設し放送を行う場合に備え、事前にコミュニティFMの事業者と準備・調整を行っていく。

[市長公室・生活安全部]

第4節 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化

基本方針	災害時における、市と防災関係機関、自治体、民間団体等との相互協力・応援体制の整備・強化を総合的に進める。 1 二次災害防止と迅速な都市機能復旧のために必要な防災関係機関相互の連携強化 2 大規模災害発生時における近隣市町村及び広域的市町村相互の応援協力体制の整備・強化 3 広域かつ著しく大規模な震災の発生時における受援体制の整備 4 行政機関の能力を大幅に上回る救援ニーズに対処するために必要な民間団体・事業所等との災害時協力体制の強化 5 大量な救援ニーズを満たすために不可欠なボランティア等との災害時連携・協力体制の整備
------	--

1 防災関係機関との連携強化

(1) 防災会議の充実

市は、防災会議が平時における防災に関する諮問機関だけでなく、地域防災計画を作成及び実施し、地域に係る防災に関する重要事項の審議を有効かつ円滑に推進等する実施機関としての性格も有していることから、防災会議を構成する機関・団体等との連絡調整、意見交換を積極的に実施するものとする。

また、防災会議を構成する委員について女性の参画を促進するように努める。

[生活安全部]

(2) 大規模応急活動拠点マニュアルの整備等

都は、災害時における応急対策活動の円滑化を図るとともに、二次災害を防止するため、市や関係機関等と協議の上、利用可能なオープンスペースを把握し、具体的な使用方法等を確立する。

この応急対策活動を円滑に行えるよう、市と東京都は施設管理者が作成する発災時のオープンスペースの使用に係るマニュアル等の作成に協力する。

[生活安全部]

2 自治体間の災害時相互応援等連携強化

(1) 近隣市町村との連携強化

都内、多摩地域 29 市町村及び相模原市との間で、災害時の物資や人員の派遣等について取り決めた相互応援に関する協定を締結しているが、市は、今後も、これら多摩地域の市町村をはじめとする近隣市町村との連携を強化し、災害時の適切な相互応援体制の確立に努める。

また、都は、令和 3 年に都内区市町村と災害時等の相互協力に係る協定を締結し、被災区市町村等に対する職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、物資や資機材の提供及びあっせん等の協力を迅速かつ円滑に実施できる体制を構築していることから、災害時には都を仲介した都内区市町村間の受援応援も実施する。

[生活安全部]

(2) 広域的市町村相互応援協力協定の締結等

市は、近隣市町村も被災し、八王子市に応援ができない場合に備えて、姉妹都市や甲州街道沿道の各市、首都圏中央連絡自動車道沿道に所在する業務核都市の川崎市、中核市との間で、災害時の相互応援についての協定を締結している。今後も、協定締結先の自治体と災害時の相互応援体制の強化を図るとともに、新たな自治体間連携の強化に努める。

[生活安全部]

(3) 応急対策職員派遣制度による受援要請

総務省は、「応急対策職員派遣に関する要綱」を制定し、総務省及び関係機関（内閣府、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、地方公共団体）が協力して、全国の地方公共団体の人的資源を最大限活用して被災区市町村を支援することとしている。

市は、都内区市町村や協定締結市町村からの派遣職員だけでは災害対応業務が実施できないときは、東京都を通じて応急対策職員の派遣要請を行い、被災者の早期生活再建支援業務等に必要な人員を確保する。

[生活安全部]

3 受援体制の整備

市は、広域かつ著しく大規模な震災の発生時において、協定等による他自治体等からの応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、令和2年1月に「八王子市災害時受援応援計画」を策定しており、今後必要に応じて改定を行う。

また、実効性のあるものとするために必要な体制整備に努める。

[生活安全部・関係各部]

4 民間団体・事業所・大学等との災害時協力体制の強化

(1) 協定締結団体・事業所等との災害時協力体制の強化

市は、現在協定を締結している市医師会、東京都トラック協会多摩支部、大型店その他の民間団体、事業者等が、災害時の人員、応急資器材、救援物資等に関する協力活動を迅速かつ効果的に行えるよう、市の関係各部との調整を図り、災害時協力連携体制の強化に努める。

[関係各部]

(2) 民間団体・事業所等との応援協力体制の強化

市は、災害時に必要となる応急対策活動で、民間協力が必要又は有効な協定未締結事項を洗い出し、関係団体・事業所等に協定締結についての働きかけを行い、応援協力体制の拡充を図っていく。

また、災害時において市と連携協力して応急対策活動に取り組む民間団体・事業所等を募り、災害や大規模事故等が発生した場合に、必要に応じて協力を要請する体制を構築する。

[関係各部]

(3) 市域の大学等との協力体制の強化

市内には、20以上の大学等（大学・短期大学・高等専門学校）が存在し、9万人以上の学生が学んでおり、全国でも有数の学園都市となっている。

市は、こうした地域特性を活かすため、大学コンソーシアム八王子との連携などにより、学校間における連携体制の構築や市域の大学等の学生の力を災害時に活用できる体制の整備を図っていく。

[市民活動推進部・生活安全部]

5 ボランティア等との災害時連携・協力体制の整備

(1) 災害時におけるボランティア等受け入れ体制の整備

災害時におけるボランティアやNPOなどの市民活動は、行政と異なる立場から被災者の救済や災害廃棄物の除去に大きな役割を果たすものと期待されている。災害時にボランティア等に広く協力を求めるためには、平常時から市民活動を促進・支援し、行政との信頼関係や連携の仕組みを構築しておく必要がある。このため、市は、これらボランティアやNPOなどとの連携・協力や災害時の受け入れ方法及び活動拠点等について、体制の整備を図っていく。

[福祉部・市民活動推進部]

(2) 専門ボランティアの育成及び連携・協力体制の整備

震災等、災害時のボランティア活動は大きく次のように区分できる。

ア 被災建物の応急危険度判定等、一定の知識・経験や特定の資格を要するもの

イ 避難所等における炊き出し、支援物資の管理や配布あるいは、被災者の世話や話し相手等特別な資格を必要としないもの

このうち、一定の知識・経験や特定の資格を要するボランティアについては、災害時に即時的対応ができるよう、氏名、連絡先、活動の種類などをあらかじめ把握しておく必要がある。

このため、東京都は、「応急危険度判定員」、「防災（語学）ボランティア」、「被災宅地危険度判定士」等、防災ボランティアの登録育成を図っている。また、警察署は、「交通規制支援ボランティア」、消防署は、「東京消防庁災害時支援ボランティア」、日赤東京都支部は、「赤十字災害救護ボランティア」等の登録育成を図っている（次表参照）。

市は、東京都及び関係機関と連携して、これら専門ボランティアの確保、充実を図るとともに、災害時に即時対応ができるよう、受け入れ及び協力体制の確立に努めていく。

[まちなみ整備部・市民活動推進部・生活安全部・関係各部]

【東京都防災ボランティア等の概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	《防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
都 都 市 整 備 局	《応急危険度判定員》 建築士法（昭和25年法律第202号第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
都 都 市 整 備 局	《被災宅地危険度判定士》 宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第17条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
都 建 設 局	《建設防災ボランティア》 公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

【交通規制支援ボランティアの概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
警 視 庁	警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行うもの	1 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動 2 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 3 その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

【東京消防庁災害時支援ボランティアの概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
東 京 消 防 庁	原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある 15 歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 1 応急救護に関する知識を有する者 2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 3 元東京消防庁職員 4 震災時等、復旧活動時の支援に必要なとなる資格、技術等を有する者	1 災害時 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施 2 平常時 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施 チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施

【赤十字ボランティアの概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
日 本 赤 十 字 会 東 京 都 支 部	《東京都赤十字救護ボランティア》 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修（赤十字災害救護ボランティア養成セミナー）を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施
	《地域赤十字奉仕団》 地域において組織された奉仕団	災害時には区市町村と連携し、避難所等において被災者等への支援活動の実施
	《特別赤十字奉仕団》 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動の実施
	《赤十字個人ボランティア》 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動の実施

(3) 市社協との連携

市は、災害発生時の官民連携体制を強化するため、ボランティアセンターの運営を行う市社協との役割分担を定め、連携して、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等の実施に努める。

市社協は、ボランティアの受け入れ計画の作成及び災害ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及び災害ボランティアセンターの支援体制の構築を図る。

[福祉部・市民活動推進部]

第5節 消防活動、救助・救急、医療体制の整備

基本方針	大規模災害発生時に、1人でも多くの人命を救うためには、消防活動、救助・救急、医療の円滑かつ的確な連携が不可欠である。そのための体制整備を総合的に進める。
	1 消防活動体制等の整備・強化
	2 救助・救急の専門的能力を有した警察・消防等防災機関との連携強化
	3 災害拠点病院、災害拠点連携病院及び市医師会等との連携強化による初動医療体制の整備・充実
	4 災害発生直後に必要な医療体制・医薬品・医療資器材等の整備

1 消防活動体制等の整備・強化

(1) 消防署における有事即応体制の確立

消防署は、平時の消防力を地震時においても最大限に発揮するため、地震被害の態様に即した各種の計画等を策定し、有事即応体制の確立と徹底を図る。

(2) 震災消防活動能力の向上

消防署は、震災消防活動能力の向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年1回、全庁的な総合震災消防訓練を実施する。

(3) 消火活動困難地域の解消促進

消防署は、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努める。

(4) 消防用設備等の適正化指導

消防署は、防火対象物に設置される消防用設備等について、地震発生時にも有効にその機能が発揮されるよう、耐震措置の実施について指導を促進する。特に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等が地震により破壊されないよう指導を強化する。

(5) 初期消火資器材等の普及

市及び消防署は、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の促進を図るとともに、家庭や事業所等における初期消火を確実にを行うため、消火器等初期消火資器材の普及を図る。

[生活安全部]

(6) 初期消火体制の強化

初期消火体制を強化するために、市は、自主防災組織等に対し次の事項を行う。

ア 各種訓練、講演会、印刷物等を通して市民の防災意識の高揚及び消火、避難、通報等の防災行動力の向上を図る。

イ 市は、自主防災組織に対し、スタンドパイプ等の資器材を助成し、活用を促進する。

[生活安全部]

(7) 消防団の機能強化・充実

消防団の機能を強化・充実させるため、訓練の充実、資器材確保、器具置場の耐震化、団員の確保を行う。

[生活安全部]

2 救助・救急の専門的能力を有した防災機関との連携強化

(1) 警察・消防等防災機関との連携強化

災害時・緊急時の救助には、警察、消防、自衛隊等、救助・救急に関する専門技術や機材を持った防災機関との連携が不可欠である。このため、平常時からできる限り情報の共有化を図るとともに、防災訓練等を通じて、市職員の救助・救急技術の習得と市民への技術啓発を図る。

[生活安全部・関係各部]

(2) 自主防災組織等による初期救助活動体制の強化

自主防災組織等は、防災訓練等を通じて、災害発生時に初期救助が行えるよう救助・救急技術の習得を図る。

[生活安全部]

(3) 消防団による初期救助活動体制の強化

消防団は、災害発生時、一刻も早い現場到着が必要であることから、団員の連絡・参集体制の整備、充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救助・救急活動が行えるよう、日頃から地域住民との連携による初動体制の確保に努める。

[生活安全部]

(4) ヘリコプター等による救急搬送体制の確立

市は、災害時に、ヘリコプター所有機関（東京都ドクターヘリを含む。）等の協力により、空路による、重傷者の医療機関への搬送や輸血用血液・医療用資材等の受け入れができるよう防災機関と連携して、ヘリコプター臨時離着陸場候補地を各地域に確保するよう努める。

なお、孤立地区等において、ヘリコプター離着陸場がない場合、代替手段としてヘリコプターのホイスト（※）が行える地点を事前に選定するよう努める。

※ホイスト

救助隊員などをホバリングしながら降下させ、傷病者などを救出して機内へ吊り上げること。

[生活安全部・都市計画部・施設所管部]

3 初動保健医療体制の整備・充実

(1) 八王子市中心部の災害医療体制の充実

新たな被害想定に応じた災害対応支援を東京都に働きかけ、八王子市中心部の災害医療体制の充実を推進していく。

[健康医療部]

(2) 医療救護活動体制の構築

市は、あらかじめ災害時の医療救護活動に必要な医療救護活動拠点等を設置できる場所を確保し、その運営方法等について、あらかじめ関係機関と協議し、体制の整備を図る。

名 称	説 明
医療救護活動拠点	市が、発災直後から、医療救護所や在宅療養者等の医療支援に関して調整・情報交換する場所
健康危機管理活動拠点	市が、被災者の健康管理全般に関して調整・情報交換する場所
緊急医療救護所	市が、発災直後から超急性期（おおむね 72 時間以内）に災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置・運営する医療救護所

	主に傷病者のトリアージ※、軽症者に対する応急処置を実施する場所
避難所医療救護所	市が、主に急性期（発災後1週間程度）以降に、必要に応じ避難所または被災現場付近の公共施設等に設置する医療救護所
災害薬事センター	市が、医薬品の発注・供給等を行う場所

※トリアージ

トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。

[健康医療部]

(3) 市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・柔道整復師会との連携強化

市は、防災訓練等の機会を通じて、市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・柔道整復師会との連携を強化し、災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の確立を図る。

[健康医療部]

(4) 市災害医療コーディネーター等の任命と情報連絡体制の構築

市は、災害時に市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターを、薬事の観点から市災害医療コーディネーターをサポートする市災害薬事コーディネーターを、円滑な健康危機管理活動を行うために市健康危機管理アドバイザーをそれぞれ任命するとともに、市災害医療コーディネーターが市内の被災状況や医療救護活動の状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

[健康医療部]

(5) 負傷者の搬送体制の構築

市は、あらかじめ医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制を構築する。

[健康医療部・関係各部]

(6) 医師、看護師等の移動体制の整備

市は、災害時に迅速かつ円滑に救命処置等を実施するため、あらかじめ医師、看護師等の移動体制の整備に努める。

[健康医療部]

(7) 保健活動体制の構築

市は、災害時に組織横断的な保健活動を実施するため、健康危機管理活動拠点等における保健師を中心とした保健活動体制の構築と、関係機関との連携強化を図る。

[健康医療部・関係各部]

4 救急医薬品・医療資器材等の整備

(1) 災害対策用備蓄医薬品等の配備

市は、災害時に緊急医療救護所等で使用する、医薬品等の計画的な配備を進める。なお、医療品の内容等については、市災害医療コーディネーター・市災害薬事コーディネーターのもと、市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・柔道整復師会の協力を得て、医療分野の進歩等に適応していくよう努めるとともに、災害時に有効に使用するため、定期的な入替えを行う。

なお、備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。

[健康医療部]

(2) トリアージタグの整備

災害発生時など多数の傷病者が発生した場合の医療救護では、限られた医療スタッフや医薬品等の医療機能を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療に当たることが求められる。このため、傷病者の症病の緊急度や程度に応じたトリアージ（傷病者分類）により、治療に当たることとなる。

市は、災害時、緊急医療救護所等で行われるトリアージに使用するトリアージタグ（識別票）を計画的に整備する。

The image shows two versions of a triage tag. The left tag is a detailed form with fields for patient information, triage classification (O, I, II, III), and a color-coded bar at the bottom. The right tag is a simplified version with a human figure and a color-coded bar.

トリアージタグ

緊急度と重症度を判定し、後方医療施設（災害拠点病院など）への伝達事項を記して傷病者へ装着する。

[健康医療部・生活安全部]

(3) 医薬品・医療資器材等の調達体制の整備

市は、医薬品等の卸売販売業者と締結している「災害時における医薬品等の調達協力に関する協定」に基づき、各卸売販売業者と医薬品等の調達方法について協議し、医薬品等の調達体制の整備に努める。

[健康医療部]

第6節 道路輸送体制の整備

基本方針	災害時の道路輸送のための体制整備を総合的に進める。
	1 市外からの救援物資の受け入れ・保管・仕分・配送を円滑に行うための地域内輸送拠点の指定・整備
	2 災害発生直後の適切な初動措置を講ずるために必要な警察・各道路管理者等関係機関との連携強化
	3 民間団体等との協力・連携の強化

1 地域内輸送拠点の指定・整備

市は、市外からの広域的な救援物資の受け入れ・保管・仕分・配送を円滑に行うため、各施設管理者の協力を得て、甲の原体育館、あったかホール、片倉つどいの森公園、南大沢文化会館、総合体育館(エスフォルタアリーナ八王子)をそれぞれ大規模災害時における地域内輸送拠点に指定している。今後は、地域内輸送拠点として必要な環境整備を図っていく。

また、首都圏三環状道路の一つである首都圏中央連絡自動車道は、災害時の救援・支援活動や、復興支援をさせる交通・物流ネットワークなどを強化する重要な道路であり、圏央道八王子西インターチェンジ周辺において、地域内輸送拠点としての整備を推進する。

[産業振興部・都市計画部・拠点整備部・生活安全部・施設所管部]

2 警察その他関係機関との連携の強化

(1) 警察その他関係機関との連携の強化

市は、非常時における緊急輸送環境を整備するため、指定路線表示板の設置、臨時交通規制用資器材の整備・調達協力、う回路設定計画等について、警察その他関係機関と協議を行い、災害時の連携強化を図る。

[都市計画部・まちなみ整備部・道路交通部]

(2) 緊急通行車両等の事前申出の促進

災害発生時、災害対策で使用する車両が交通規制のかけられた緊急通行路をいち早く通行できるようにするため、市は、市有車両、調達車両及び業務の委託並びに協定等に伴って必要となる車両について、事前に標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けておくべく、警察署への事前申出を促進する。(災害発生前における緊急通行車両の確認に係る運用が変更される前(令和5年8月31日以前)に緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両を除く)

[契約資産部・生活安全部・資源循環部・道路交通部・関係各部]

(3) 車両等の除去に関する民間業者との連携強化

市は、災害時における緊急輸送道路を確保するため、緊急車両等の通行の障害となっている車両等の除去業務について、日本自動車連盟(JAF)や民間事業者と協定を締結しており、本市総合防災訓練等を通じ、災害時の連携・応援体制の強化を図る。

[道路交通部]

3 民間団体等との連携の強化

(1) 八王子建設業協会との連携の強化

市は、災害時の資器材の提供、障害物除去作業に対する労務提供などに関し、八王子建設業協会と応援協定を締結しているが、具体的な活動や連絡体制等について協議を行い、災害時の連携・応援体制の強化を図る。

[道路交通部・生活安全部]

(2) 東京都トラック協会・赤帽首都圏軽自動車運送協同組合等との連携の強化

市は、災害時の自動車、労務の提供などに関し、東京都トラック協会多摩支部及び赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部等と応援協定を締結しているが、具体的な活動や連絡体制等について協議を行い、災害時の連携・応援体制の強化を図る。

[産業振興部・生活安全部]

(3) 民間物流事業者等との連携の強化

大規模な災害が発生した際には、救援物資が短時間のうちに大量に搬送され集積場所に滞留し、避難所等の必要な場所に届かないことが懸念されるため、民間物流事業者等のノウハウ、マンパワー、物流施設を活用し、救援物資の供給が迅速かつ円滑に実施できるよう、体制整備に努める。

[産業振興部]

第7節 航空輸送体制の整備

基本方針	災害時における航空輸送のための体制整備を総合的に進める。 1 各地域におけるヘリコプター臨時離着陸場候補地の確保 2 民間航空会社等との連携
------	---

1 災害時ヘリコプター臨時離着陸場候補地の確保

市は、重症者の医療機関への搬送、輸血用血液・医療用資材、救援部隊の受け入れ、及び物資の緊急輸送の中継基地となるヘリコプター臨時離着陸場候補地を、警察、消防、自衛隊等各機関の所有するヘリコプターが離着陸可能と思われるオープンスペースの中から選定し、各機関による確認を経て、指定している。今後も、防災上拠点となる施設若しくはその周辺地域を中心として、候補地の確保・指定に努める。また、これらの候補地が、災害時に有効に利用できるよう、関係機関及び市民に対し周知を図っていく。

なお、孤立地区などヘリコプター臨時離着陸候補地がない場合、代替手段としてホイストが行える地点を事前に選定しておく。

[都市計画部・生活安全部・施設所管部]

2 民間航空会社等との連携

市は、災害時におけるヘリコプターの確保と航空輸送の迅速かつ円滑な実施を図るため、調布空港を利用する民間航空会社等関連事業所・団体との連携を図る。

[生活安全部・都市計画部]

第8節 避難誘導体制の整備

基本方針	災害時に市民の生命を守るため、市は、指定緊急避難場所（広域避難場所、一時避難場所）及び指定避難所（避難所）を確保・指定しており、円滑な避難のための条件整備を総合的に進める。
	1 大規模災害等による多数の避難所開設を想定した避難所運営職員（※）等の確保、配備
	2 避難所におけるプライバシー保護や要配慮者等への配慮、また、女性の視点に立った避難環境の整備
	3 避難所の開設、運営を効率的に行うための体制等の整備
	4 緊急避難の指示・連絡のための情報伝達体制の確保
	5 円滑な避難誘導を行うための関係機関・団体等との連携の強化
	6 高齢者・障害者等の要配慮者の安全な避難のための支援体制の確立
	7 自治体の枠を超えた広域避難体制の構築

※ 避難所運営職員：避難所主管部職員及び避難所主管部外で避難所の開設運営に携わる職員

1 大規模災害を想定した避難所運営職員等の確保、配備

大規模な災害時には、同時に多数の避難所を開設、運営する必要があるため、それに応じた避難所運営職員を確保し、配備する必要がある。特に勤務時間外に大規模な災害が発生した場合には、避難所主管部の職員のみでは対応できないことも予想される。

そのため、発災後速やかに緊急応援職員等を配備するなど、円滑な避難所開設、運営のための職員配備体制の確立を図っていく。

併せて、自主防災組織及び町会・自治会等との連携による開設・運営体制を構築する。

[避難所主管部・生活安全部]

2 避難所における避難環境の整備

避難所では、老若男女、思想・信条、健康であるなしを問わず、様々な被災者が一時的に生活をとるにすることとなる。円滑な避難所運営には避難者相互の理解と協力が不可欠ではあるが、被災者の性別も踏まえ、プライバシー保護や出入口その他の段差の解消、救護スペースの確保など要配慮者への配慮等を図る必要がある。市は、こうした状況を踏まえ、設備等の改修が必要なものについて、避難所開設予定施設の整備・改修にあわせて設置を図っていく。

[避難所主管部]

3 効率的な避難所運営体制等の整備

避難所の開設、運営は、市民の安全確保、生活の維持、健康・衛生管理など様々な配慮が必要である。市は、担当職員が迅速かつ適切な対応をとるため施設管理者等と使用する部屋等について事前に調整を行い、避難所運営マニュアルを作成し、職員への周知を図っている。避難所運営マニュアルを随時点検し、必要に応じて修正を施すなど作成後も引き続き、円滑な避難所運営体制の整備に努めていく。

また、各地での災害対応の検証によると、避難所運営業務は発災直後から大幅に業務量が増し、災害対策業務の中でも業務割合が大きく、避難所運営職員の負荷が大きいことが判明していることから、避難者、避難所運営職員、災害対策本部の負荷軽減のため、現在、紙ベースで作成している避難者名

簿や必要物資の調達等をシステム化するなど、避難所運営の効率化を図るための方策について調査研究を行う。

[生活安全部・避難所主管部]

4 避難情報伝達体制の整備・強化

(1) 避難情報伝達体制の整備

市は、災害時の緊急放送等を行うため、防災行政無線を整備しており、今後も市のすべての地域において、良好な聴取が可能となるよう計画的かつ適正な整備に努めるとともに、屋外及び屋内受信機の配置を計画的に進める。また、各個人宅向け防災ラジオの導入など確実に放送を聞くことができる多様な情報伝達手段についても研究していく。

また、「土砂災害防止法」及び「水防法」等に基づき指定された土砂災害（特別）警戒区域、浸水想定（予想）区域などについては、これらの法律に基づき、確実な警戒避難体制の整備を図っていく。

[生活安全部]

(2) 避難情報伝達の効率化

「避難情報に関するガイドライン」や、令和元年東日本台風等の課題を検証し、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。

また、効率的・効果的な避難を実現するため、指定避難所（避難所）、指定緊急避難場所（広域避難場所、一時避難場所）などの役割の違い、安全な避難方法について、東京都と連携を図りながら周知していく。

[生活安全部・避難所主管部]

5 関係機関・団体等との連携の強化

(1) 自主防災組織等との連携強化

指定避難所等の開設、運営については、自主防災組織、町会・自治会等の参加協力が欠かせないことから、市は、こうした地域団体と避難所の開設手順やスペース配置、運営方法、避難所生活のルール等を調整、共有して避難所運営が円滑に行われるよう、避難所ごとに運営協議会の設置をすすめ、訓練実施等を通じて避難所生活の長期化に備えた避難者自身による自主運営の形態が確立できる体制の強化に努める。

[生活安全部・関係各部]

(2) 八王子駅周辺滞留者対策推進協議会との連携強化

市は、平成22年5月、大規模災害が発生した場合に八王子駅周辺で予想される多数の滞留者について、その混乱防止を図るため、駅周辺事業者、鉄道事業者、警察署及び消防署等を構成員として「八王子駅周辺滞留者対策推進協議会」を設置している。今後は、八王子駅周辺地区等、不特定多数の人が集まる地域や災害が夜間に発生した場合の避難誘導を混乱無く行うため、本協議会と連携し、交通安全協会、自主防災組織等との協力体制確立を図り、その連携の強化に努める。

[生活安全部・関係各部]

6 避難行動要支援者※の避難支援体制の確立

(1) 避難行動要支援者の避難支援体制の強化

市は、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改

定)に基づき、福祉関係団体等の協力を得ながら避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成を進め、避難行動要支援者の把握や救助体制の強化など避難行動要支援者の安全確保に係る体制の整備を図っていく。

また、自主防災組織等を中心とした避難行動要支援者避難支援対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

※避難行動要支援者とは、要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
[福祉部・生活安全部・市民活動推進部]

(2) 避難行動要支援者に関する情報の把握

市は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安否を確認し、避難誘導を行うため、関係機関や福祉関係団体等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

[福祉部・生活安全部・市民活動推進部]

(3) 福祉避難所の受け入れ体制の整備

市は、平時から福祉避難所と避難者の受入れ等について調整を行い、災害時に避難行動要支援者の円滑な避難に備える。

[福祉部]

(4) 在宅人工呼吸器使用者対策の強化

市は、自主防災組織、町会・自治会等と連携して、平常時より在宅人工呼吸器使用者を把握し、災害時人工呼吸器使用者リスト及びマップの作成に努めるとともに、災害時個別支援計画の作成に努める。

[健康医療部]

7 広域避難体制の構築

市は、市内の指定避難所や福祉避難所等で収容しきれない避難者が発生する等で、自治体の枠を超えた広域的な避難が必要となる場合に備え、東京都や近隣市町村等との連携を図り、避難者が安全に避難できる場所の確保及び避難体制の整備に努める。

[生活安全部]

第9節 帰宅困難者対策

基本方針

災害時に滞留者の安全確保を図るため、市は、一時滞在施設の確保、駅周辺滞留者対策の強化を総合的に進める。

1 帰宅困難者のための一時滞在施設の確保

2 駅周辺滞留者対策の強化

※滞 留 者＝災害時に外出している者（鉄道利用者、買い物客、観光客等）

帰宅困難者＝災害時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）

1 帰宅困難者のための一時滞在施設の確保

市は、帰宅困難者が帰宅可能になるまで受け入れる施設として駅周辺の市施設や協定を締結した民間施設等を一時滞在施設として指定している。今後も駅周辺の公共施設や、民間事業者等への働きかけにより一時滞在施設の確保に努める。〔再掲〕

〔生活安全部・関係各部〕

2 駅周辺滞留者対策の強化

(1) 駅等の混乱防止対策

市は、平成22年5月、駅周辺事業者、鉄道事業者、警察署及び消防署等を構成員とする、「八王子駅周辺滞留者対策推進協議会」を設立し、滞留者の誘導方法と災害時の役割分担、誘導場所の選定、八王子駅周辺における行動ルール等の策定を行った。

引き続き、訓練の実施など連携を図り、駅周辺の混乱防止対策に努めるとともに、東日本大震災の教訓から駅周辺に滞留する帰宅困難者を収容させる一時滞在施設の確保・指定に向けた取組を進めていく。

〔生活安全部・市民部・産業振興部〕

(2) 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

市及び八王子駅周辺滞留者対策推進協議会は、市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項（一斉帰宅の抑制、備蓄の確保等）について定めた、東京都帰宅困難者対策条例（※）について、ホームページ、パンフレット等により普及啓発に努める。

※【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- ・ 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・ 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- ・ 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ・ 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・ 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・ 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- ・ 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

〔生活安全部・関係各部〕

(3) 滞留者への情報提供体制の整備

市及び八王子駅周辺滞留者対策推進協議会は、災害関連情報等の提供を行うため、駅周辺滞留者に交通情報・一時滞在施設の開設情報等を提供する情報拠点（八王子駅南口総合事務所内及びクリエイトホール消費生活センター内）の設置及び対応が円滑に行えるように、初動に必要な資器材等を配備するなど、運営体制の整備を図る。

また、市は、震災時の帰宅困難者に対する安否確認、災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。さらに、今後、都が開発中である発災時の都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に把握し、帰宅困難者等に対して情報提供するための「帰宅困難者対策オペレーションシステム」の導入及び情報拠点や一時滞在施設等の情報通信基盤の強靱化について検討を行う。

[生活安全部・市民部]

(4) 安全な帰宅のための支援

災害発生以降の混乱収拾後、職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者等の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報、徒歩帰宅者に対する沿道支援の情報を提供する体制を整備していくほか、鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の駅の混乱を避ける適切な帰宅方法・ルールの有り方について国、東京都、関係機関等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」等において検討していく。

[生活安全部]

第10節 水の確保・給水体制の整備

基本方針

水は、生命及び生活の維持に必要不可欠である。このため、災害時における飲料水等の確保、給水体制の整備を総合的に進める。

- 1 災害時給水ステーション（給水拠点）の整備及び応急給水体制の構築
- 2 給水用資器材の整備・強化
- 3 小・中・義務教育学校のプールの活用
- 4 民間井戸の活用
- 5 東京都、他市町及び民間団体・事業所等との災害時相互応援・協力体制の確立
- 6 初動マニュアルの整備等による非常時活動体制の整備・強化

1 災害時給水ステーション（給水拠点）の整備及び応急給水体制の構築

市内には、東京都が指定した災害時給水ステーション（給水拠点）が19か所あるが、東京都職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水栓、照明設備及び施錠方法の変更等の整備を実施した。今後、市は東京都、自主防災組織等と連携し、これら給水拠点における災害時の具体的な給水方法及び場所について、市民への周知を図っていく。

また、避難所付近のあらかじめ指定された消火栓等や各避難所に整備された応急給水栓を活用した応急給水体制を整える。

[水循環部・生活安全部]

2 給水用資器材の整備・強化

市は、都の応急給水活動を補完するために給水車を配備しているとともに、ポリタンク、給水タンク、可搬型貯水タンク、可搬型ろ水機、可搬型発電機等、給水用資器材の計画的な整備強化に努める。

[水循環部・生活安全部]

3 小・中・義務教育学校のプールの活用

市は、災害時給水ステーション（給水拠点）等での応急給水を補完するため、プールの水を生活用水として活用できるよう、避難所となる市立の小・中・義務教育学校にろ水機等を配備している。水は生活に必要不可欠なものであるため、災害時にろ水機等が確実に使えるよう、計画的に点検を行うとともに使用方法等の周知を図る。

※いずみの森義務教育学校のろ水機については学校教育部が設置。

[生活安全部]

4 民間井戸の活用

市は、災害時の生活用水を確保するため、井戸を所有している市内事業所などと「災害時における井戸水の供給協力に関する協定」を締結し、震災対策用井戸としている。今後は、災害時における所有者との連携・協力体制や具体的な供給方法、民間井戸を活用するための調査研究を行う。

[水循環部・環境部・生活安全部]

5 相互応援・協力体制の確立

(1) 公益社団法人日本水道協会関東支部災害時相互応援に関する協定

大規模な災害が発生し、水道の応急復旧及び応急給水が独自で実施できない場合の相互応援体制の確立を図るため、東京都は日本水道協会の関東支部に属する都県支部間における相互応援活動及び日本水道協会の他の支部との間における相互応援活動についての協定を締結している。今後は災害時において円滑な応急給水活動体制がとれるよう、東京都との調整を図っていく。

[水循環部]

(2) 民間事業者との資器材等緊急調達その他非常時協力体制の整備

東京都は、震災等非常災害時における水道工事に用いる材料供給に関する協定、応急対策用建設機械の供給に関する協定等関連業者と締結し、災害時における応急復旧活動を円滑に行う体制を確立する。

また、市は指定管工事組合と災害時における応急給水業務に関する協定を締結し、応急給水活動を円滑に行う体制を確立する。

[水循環部]

6 非常時活動体制の整備・強化

市は、東京都水道局震災応急対策計画等と整合性を図り、大規模災害発生時における非常時マニュアルを作成する。

[水循環部]

第11節 備蓄体制の整備

基本方針	災害時のための備蓄体制整備を総合的に進める。
	1 大規模災害時を想定した備蓄計画の策定及び推進
	2 東京都及び民間団体・事業所等からの緊急調達体制の整備
	3 各家庭・事業所等における備蓄の推進
	4 自主防災組織等における備蓄の推進
	5 集合住宅等における備蓄倉庫設置の推進

1 大規模災害を想定した備蓄計画の策定及び推進

(1) 市役所・事務所等防災対策拠点における備蓄計画の策定及び推進

市は、本庁舎・事務所の備蓄計画等の策定及び推進に努めるとともに、東京医科大学八王子医療センター・東海大学医学部附属八王子病院等の災害対策に関する重要な拠点として位置づけられる施設への備蓄計画等の策定の推進に努める。

[生活安全部・関係各部]

(2) 地区防災拠点整備事業

市は、小・中・義務教育学校及び市民センター等を、災害時における市民への救援救護対策活動の拠点として整備し、防災倉庫の設置、初期救援対策及び避難所運営のために必要な資器材・物資等の備蓄を進める。

[生活安全部・避難所主管部]

(3) 一時滞在施設への備蓄の推進

市は、一時滞在施設として位置づけられる施設に、施設開設時に必要となる物品、水、食糧、その他生活必需品等の備蓄を進める。

[生活安全部]

(4) 備蓄に対する留意事項

ア 市は、分散備蓄等により東京都と連携して、発災後3日分の物資の確保に努める。

なお、必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における発災から3日目までの最大避難所避難者数等を基準とする。

イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、市は、要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資（お粥や液体ミルクなど）の確保に留意する。

ウ 物資の確保にあたっては、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど避難所の環境を十分に考慮する。

エ 食糧の備蓄については、可能な限り栄養面やアレルギーへの配慮を行う。

オ 新型インフルエンザ等の特に警戒が必要な感染症の避難所内における集団感染を防ぐために必要な物資の確保に努める。

カ 交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

[生活安全部・産業振興部・避難所主管部]

2 緊急調達体制の整備

(1) 東京都からの救援物資等受け入れ手順等に関する実施マニュアルの作成

市は、東京都からの救援物資等の受け入れ手順等について確認するとともに、非常時における実施を円滑にするため、実施マニュアルを作成する。

[産業振興部]

(2) 市内大規模小売店舗等との災害時協力体制の確立

市は、災害時における生鮮食品その他の食糧供給等物資の調達に関し、市内大規模小売店舗等との協力協定の締結の推進を図るほか、非常時の調達・供給方法等について、実施マニュアルを作成する。

[産業振興部]

(3) 燃料事業者等との災害時協力体制の確立

災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、東京都LPGガス協会八王子支部と協定を締結している。

今後、更なる災害対応力の強化を図るため、災害時における市の燃料の調達に関し、市内燃料事業者等との協力協定の締結の推進に努める。

[契約資産部]

(4) 給食センターを活用した食支援体制の整備

市は、食事に配慮が必要な被災者に対する食支援を行うため、給食センター内に特殊栄養食品ステーションを設置し、アレルギー対応食等の特殊栄養食品の調達・輸送及び提供を行うため東京都栄養士会と協定を締結している。

この食支援について、災害時に円滑に実施できるようマニュアルを作成するとともに体制の整備を図る。

[学校教育部]

3 各家庭・事業所における備蓄の推進

市は、水、食糧、簡易トイレ、その他生活必需品のほか、各自のニーズに合ったもの等について、最低3日分、出来れば1週間分程度を各家庭・事業所において備蓄するよう啓発を図り、2030年度までに食料、飲料水を備蓄している市民の割合を70%とする。また、動物飼養者に対しても、ペットフード、ケージ等を備蓄するよう啓発を図る。

また、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料やバッテリー残量を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

[生活安全部・健康医療部]

4 自主防災組織等における備蓄の推進

市は、地域における水や食糧等の備蓄について、助成事業などの活用を推進し、地域ぐるみでの備蓄体制の強化を図る。その際、地域での防災倉庫の活用を積極的に進める。

あわせて、都有地への防災倉庫設置について、自主防災組織からの相談等があった場合には、東京都に対して働きかけを行う。

[生活安全部]

5 集合住宅等における備蓄倉庫設置の推進

集合住宅等の建築を行う事業者に対して、八王子市集合住宅等建築指導要綱に基づき、将来の自主防災組織結成を見据えた備蓄倉庫の設置に努めるよう指導する。

[生活安全部・まちなみ整備部]

第12節 応急危険度判定実施体制の整備

基本方針

大規模地震発生時における多数の建築物及び宅地被害を想定し、各応急危険度判定実施のための体制づくりを総合的に進める。

- 1 東京都の応急危険度判定員講習会の活用を中心とした判定員の養成・確保の促進
- 2 円滑な判定業務実施に向けた準備、必要な資器材等の整備
- 3 災害時における判定員確保体制の整備
- 4 アスベスト対策

1 応急危険度判定員の養成・確保

市、東京都は、地震発生により被災した建築物及び宅地が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定を行う応急危険度判定員(被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士)の養成・確保を促進する。

[まちなみ整備部]

2 判定業務実施に向けた準備、必要な資器材等の整備

市は、必要に応じて各応急危険度判定業務実施マニュアルの見直しを行い、効率的な判定業務実施のための体制を構築する。また、災害時に各応急危険度判定が円滑に実施できるように、建物関係書類や各物件を示す住宅地図等についてバックアップ措置を講じておくとともに、市域の地理に不案内な判定員のための市街地図、調査票、調査結果を示すステッカーなど必要な備品類の整備に努める。

[まちなみ整備部・生活安全部]

3 災害時における判定員確保体制の整備

市は、東京都、近隣市町村及び建築関係団体と連携協力して、各応急危険度判定員を災害時速やかに確保するための体制の整備に努める。

また、判定員が不足する場合に備え、被災状況に応じて八王子市災害時受援応援計画に基づき、東京都防災ボランティアに登録されている応急危険度判定員の派遣を含め、東京都へ支援要請を行う体制の整備を行う。

[まちなみ整備部]

4 アスベスト対策

市は、被災建築物応急危険度判定の際、被災した建物からアスベストの飛散のおそれに係る判定を行い、ばく露からの保護策に関し、国、東京都、関係団体から情報収集を行い、住民へ適切な情報提供を行う。

[まちなみ整備部]

第13節 災害時における住宅供給・補修体制等の整備

基本方針	大規模災害時における被災市民への住宅供給等のための体制づくりを総合的に進める。 1 災害時を想定した住宅供給等実施計画の策定 2 住宅建設・補修・解体等の各分野における専門的技術や機材を保有する関係団体・事業者等との応援・協力体制の確保 3 都内・近隣及び遠隔地市町村との相互応援協力体制の確保
------	---

1 災害時を想定した住宅供給等実施計画の策定

(1) 大規模災害時住宅供給等実施計画の策定

市は、大規模災害時に想定される住宅必要量に基づき、非常時における住宅供給等の実施に関する計画を策定し、これにより東京都に対し必要な体制確立等を要請する。

[まちなみ整備部]

(2) オープンスペース台帳の作成

市は、市内の公園、公有地等を中心として、災害時に利用可能なオープンスペースの把握に努め、そのデータベース化を図るなどして大規模災害時における迅速な住宅供給及びその他の災害対策に活用する。

また東京都の求めに応じ、これらの情報を最新の建設予定地の状況として年1回報告する。

[生活安全部・施設所管部]

2 関係団体・事業者等との応援・協力体制の確保

市は、大規模災害発生後に想定される大量の住宅補修・住宅解体事案に迅速かつ効果的に対応するため、関係団体・事業者等と応援協力協定を締結し、広域的かつ大量の調達を可能にするための体制づくり等について協議し、必要な体制を確立する。

[まちなみ整備部・契約資産部]

3 都内・近隣及び遠隔地市町村との相互応援協力体制の確保

(1) 都内及び近隣市町村との連携の強化

市は、都内及び近隣市町村との相互応援・協力の一環として、災害時における住宅用建設・補修用建材及び建設技術者のあっせん等に関する連携協力の可能性について調査研究を行う。

[まちなみ整備部・契約資産部・生活安全部]

(2) 広域的市町村相互応援協定の締結

都内及び近隣市町村は、日常の交流も活発であり、距離的にも近いこと、災害時の迅速な連携・協力が期待できる一方、災害の規模等によっては、同様に被害を受け、相互応援が不可能となることもありえる。このため、市は、姉妹都市をはじめとする都外の都市、中核市などと相互応援協定を締結している。

今後は、それらの協定に基づく、災害時の協力連携に関する調整や新たな他都市との相互応援協定締結等の機会を通じて住宅用建設・補修用建材及び建設技術者のあっせん等に関しても、相互応援・協力の可能性について調査研究を行う。

[生活安全部・まちなみ整備部・契約資産部]

第14節 生活ごみ・災害廃棄物処理体制の整備

基本方針

震災等、大規模災害発生時には一度に大量の災害廃棄物等が発生する。これらを迅速かつ適切に処理するための体制整備を総合的に進める。

- 1 八王子市災害廃棄物処理計画に基づく対応
- 2 近隣市町村・民間業者等との応援・協力体制の確立
- 3 清掃施設の適切な整備

1 八王子市災害廃棄物処理計画に基づく対応

市は、震災等、大規模災害時に生活のなかで発生する生活ごみ及び被災家屋等から発生する災害廃棄物の処理を「八王子市災害廃棄物処理計画」に基づき対応する。今後は、所管区域内の廃棄物関連施設や収集車等の現況を把握するとともに、不足が想定されるマンパワーや資器材等を勘案しつつ、災害廃棄物処理マニュアルを検証し適時見直しを行う。また、災害廃棄物の仮置場として活用できる場所をあらかじめ選定する。

[資源循環部]

2 近隣市町村・民間業者等との応援・協力体制の確立

(1) 広域的な災害廃棄物処理体制の構築

市は、災害時の生活ごみ・災害廃棄物を迅速かつ効果的に処理するため、国、東京都、多摩地域の自治体・一部事務組合等と連携した広域的な災害廃棄物処理体制を構築する。

また、市は相互応援協定を締結している他の自治体との連携を図る。

[資源循環部]

(2) 民間業者等との協力協定の締結

市は、災害時の生活ごみ・災害廃棄物を迅速かつ効果的に処理するため、民間事業者、収集運搬事業者等に対し、災害時に人員、資器材等の確保並びに民間処理施設への受け入れについて協力が得られるよう、協定締結を行うなど必要な体制確立を図る。

[資源循環部]

3 清掃施設の適切な整備

市は、大量に発生する災害廃棄物を円滑に処理するために、ごみ処理基本計画、清掃施設整備計画及び八王子市循環型社会形成推進地域計画に基づき、焼却施設及びリサイクル施設等の適切な整備を行う。

[資源循環部]

第15節 下水道復旧のための体制整備

基本方針

震災等により、下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速に下水道施設を復旧するための体制整備を行う。

- 1 災害時相互応援協力体制の整備
- 2 下水道BCP（業務継続計画）の推進

1 災害時相互応援協力体制の整備

市は、震災等の大規模な災害により、下水道施設が被災し、被災した自治体単独では対応が困難な場合に相互応援活動を円滑かつ迅速に実施するため、下水道事業に関して「下水道事業における災害時支援に関するルール（全国ルール）」に基づく関東ブロックルールや東京都下水道ルールに従い、都県及び多摩地域の下水道事業関係者間の支援体制を整備する。

[水循環部]

2 下水道BCP（業務継続計画）の推進

大規模地震等により下水道がその機能を果たすことができなくなった場合には、トイレの機能不全や、汚水の滞留や未処理下水の流出による公衆衛生被害の発生や雨水排除機能の喪失による浸水被害の発生など、市民の生命・財産に係わる重大な事態が生じるおそれがあることから、市は、従来よりも速やかに、かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することができるよう「下水道BCP」を策定しており、今後、必要に応じて改定を行う。また、実効性のあるものとするために必要な体制整備に努める。

[水循環部]

第16節 災害時トイレ対策のための体制整備

基本方針	震災等により、上下水道等が破断した場合を想定した、し尿処理体制の整備を総合的に進める。 1 災害時におけるトイレ等確保体制の確立 2 大規模災害時を想定した「し尿収集・処理計画」等の策定・体制整備 3 東京都・近隣市町村及び収集業者・民間団体等との応援協力体制の整備
------	---

1 災害時におけるトイレ等確保体制の確立

(1) 仮設トイレ等の備蓄・整備

大規模地震発生時の上下水道の破断等により、水洗トイレ等が使用できない場合に対応するため、市は、仮設トイレ等の備蓄整備を進めている。

今後は、災害時のトイレ対策に関する総合的な計画の策定を進め、仮設トイレ、要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）や、より取扱いが簡単な、簡易トイレ、携帯用トイレ等の備蓄を行うとともに、避難所や災害拠点などで学校のプールの水等を利用するマンホールトイレの整備及び確保を計画的に行い、女性用トイレについては、可能な範囲で多く設置するように努め、災害時のトイレ対策に万全を期していく。

[学校教育部・生活安全部]

(2) 災害時における仮設トイレ等の確保

市は、備蓄している仮設トイレ及び市有の資器材では、対応しきれない場合に備え、東京都・他市町村・民間収集業者・レンタル会社等からの調達による、バキュームカー、仮設トイレ・携帯用トイレ等、資器材確保に努める。

[水循環部]

(3) 災害時における「トイレ用水」確保・簡易トイレの備蓄等についての周知

近年日本各地で発生した大規模地震では、トイレ自体は破損を免れたものの、上水道の破断により使用不能となったトイレが多数存在したことが報告されている。

このことから、市は、「ふろ水の貯め置き」や「雨水貯留槽の活用」等、災害時に備えたトイレ用水・生活用水の確保や各家庭での簡易トイレの備蓄について、市民への周知を図っていく。

[生活安全部・水循環部]

(4) 仮設トイレ等の普及啓発

市は、仮設トイレ等の備蓄についてあらかじめ市民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。

また、仮設トイレの設置等を経験しておくことは、極めて重要であることから、市は、仮設トイレ等を利用した訓練の実施に努める。

[生活安全部・水循環部]

2 大規模災害時を想定した「し尿収集・処理計画」等の策定・体制整備

(1) 大規模災害時を想定した「し尿収集・処理計画」の策定

水洗トイレの普及により、平常時のし尿収集量は減少傾向にあるが、大規模災害時には、水洗トイレの使用不能により、仮設トイレが設置されることによって、大量のし尿収集・処理需要の発生が予

想される。

また、一方では、市の処理施設や市職員も被災する可能性があり、市の処理能力は低下するものと想定される。そのため市は、これら非常時においても、適切かつ迅速な収集・処理を行うため、大規模災害時し尿収集・処理計画を策定している。

今後も随時この計画を見直し、災害時の的確なし尿収集・処理に努めていく。

[水循環部]

(2) し尿収集資器材等の確保及び体制整備

大規模災害時には、仮設トイレの設置により大量のし尿収集需要が発生するが、水洗トイレの普及により、都内自治体のバキュームカーは大幅に減少している。また、し尿収集を行う民間事業者も同様に減少傾向であることから、災害時のし尿収集・運搬には困難が予想される。

そのため市は、災害発生時においても迅速かつ的確にし尿収集・運搬ができるよう、保有しているバキュームカー等資器材や人員の維持・確保を図り、災害時における収集・運搬体制の整備に努める。

[水循環部]

(3) し尿等処理施設整備

市は、震災等、大規模災害時においても被害を最小限に抑え、施設が適切に機能するよう整備を進めている。し尿処理施設は、し尿処理量の減少に伴い、処理方式を変更するため改修を行った。

北野ポンプ場では、停電時の対応として、自家発電機を設置し、維持管理を行いながら、災害時に利用可能なオープンスペースの確保等、大規模災害時に備える。

[水循環部]

3 東京都・近隣市町村・民間業者等との応援協力体制の整備

(1) 東京都・近隣市町村との相互応援協力体制の整備

都内、多摩地域 30 市町村は、災害時の物資や人員の派遣等について取り決めた「震災時等の相互応援に関する協定」を締結し、また、平成 23 年 2 月 25 日東京都下水道局流域下水道本部とは、「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」を締結しているが、市は、今後も、これら多摩地域の市町村をはじめとする近隣市町村や東京都との連携を強化し、災害時の適切な相互応援体制の確立に努めていく。

[水循環部・生活安全部]

(2) 民間業者等との災害時協力体制の確立

市は、大規模災害時に発生が予想される大量のし尿を迅速かつ効果的に処分するため、民間一般廃棄物収集運搬業者 11 社と「災害時におけるし尿の収集運搬に関する協定」を締結している。今後も具体的運用等について協議し、災害時に迅速、かつ的確な連携ができるよう必要な体制の整備を図る。

[水循環部]

第17節 公衆衛生対策等実施体制の整備

基本方針

災害時の防疫・衛生、環境保全及び遺体の取扱い等、公衆衛生対策等実施体制の整備を総合的に進める。

- 1 災害時の感染症患者の発生等を予防するための防疫・衛生活動及び環境保全体制の整備
- 2 大規模な災害が発生し、多数の死亡者が発生した場合の遺体収容等に関する事前準備

1 防疫・衛生活動及び環境保全体制の整備

(1) 大規模災害時における作業実施計画の作成

大規模災害時には、感染症患者の発生等を予防するため、市は、東京都と連携して、必要に応じた、防疫活動を行う必要がある。また、災害の種類及び状況によっては、有毒ガスや汚染水の流出等が発生する可能性もある。このため、市は、災害時に発生する可能性があるこれらの事象について調査し、災害時に関する作業実施計画を作成していく。

〔健康医療部・環境部・水循環部〕

(2) 関係機関・民間業者等との協力体制の整備

市は、大規模災害時の広範囲にわたる防疫・衛生活動及び環境保全対策を迅速かつ効果的に実施するため、関係機関・民間関連業者・団体等に対し、災害時において人員、資器材等の確保等に関する応援・協力が得られるよう、必要に応じて協力協定を締結し、対策実施体制の整備を図る。

〔健康医療部・環境部〕

(3) 防疫・衛生及び環境保全関係資器材の確保

市は、災害時における防疫・衛生活動及び環境保全対策のための薬剤、装置・器材等の備蓄に努める。また、市有の器材、備蓄では、対応しきれない場合を想定し、東京都、他市町村及び民間業者からの調達による確保体制を構築する。

〔健康医療部・環境部〕

2 遺体収容等に関する事前準備

(1) 遺体収容、火葬・埋葬計画の作成

大規模な災害が発生し、多数の死亡者が発生した場合、市は、遺体収容所を設置し、警察による検視、東京都監察医の検案等、各関係防災機関等と連携して、迅速かつ適切に、遺体の取扱いに関連する各種活動を行う必要がある。このため、遺体の収容、火葬・埋葬等一連の遺体の取扱いについて計画を作成する。

なお、遺体収容所については、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、一定の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。

〔市民部・関係各部〕

遺体収容所選定条件〔東京都地域防災計画より〕

- ① 屋内施設とする。
- ② 避難所や医療救護所など、他の用途と競合しない施設とする。
- ③ 検視・検案も実施可能な一定の広さを有する施設とする。
- ④ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設とする。
- ⑤ 水、通信等のライフライン及び交通手段の確保を可能な限り考慮する。

(2) 遺体収容等に関する関係機関等との協力体制の整備

市は、災害時の遺体収容所の運営等に関する事項について、事前に、東京都、警察署、その他の関係機関と協議を行い、条件整備に努める。また、災害時における遺体の安置に必要な納棺用品、ドライアイス等の確保を円滑に行うため、協定を締結するなど関係業者との関係を構築する。

[市民部・生活安全部]

遺体収容所の運営等に関する事項
① 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
② 火葬場への遺体搬送に関する事項
② 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
④ 遺体収容所設置等に供する資機材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

(3) 遺体の適正処理

市は、大規模災害時に大量に発生することが想定される遺体の火葬等の案件への対応が迅速かつ適切に行われるよう、必要な整備に努める。

[市民部]

(4) 広域火葬体制の確立

東京都地域防災計画では、被災地における火葬場の機能低下や、一度に多数の死亡者が発生した場合には、被災していない区市町村及び近隣県市の火葬場を活用して、広域火葬を行うとしている。市においても、東京都と協力連携して広域火葬体制の確立に努めていく。

[市民部・生活安全部]

第18節 教育対策の環境整備

基本方針	災害時の教育対策の環境整備を総合的に進める。
	1 大規模災害時を想定した学校教職員用初動マニュアルの策定
	2 災害時を想定したカリキュラムの策定
	3 大規模災害時を想定した学校教職員等の訓練の実施
	4 市本部及びPTA等関係者との協力計画の策定
	5 メンタルケア対策、その他教育的ケア等に関する研究及び習熟
	6 文化財の安全対策

1 教職員用大規模災害時初動マニュアルの策定

市は、学校と協力して、大規模災害の発生を想定し、大規模災害時における学校教職員の初動マニュアルを策定する。

<基本事項>

- (1) 教職員の連絡網の作成
- (2) 教職員の待機及び出勤
- (3) 学校の避難所開設及び運営
- (4) 避難と学校運営
- (5) 児童・生徒及び教職員の被害状況の把握

[学校教育部]

2 災害時を想定したカリキュラムの策定

市は、大規模災害の発生を想定し、大規模災害時における応急教育対策用カリキュラムを作成する。

<基本事項>

- (1) 児童・生徒の在宅時における指導
 - ア 児童・生徒の緊急連絡網の作成と連携
 - イ 家庭における避難の仕方
 - ウ 家庭における安全な生活の仕方
 - エ 児童・生徒の被害状況の把握
- (2) 児童・生徒の学校生活時における指導
 - ア 安全な登下校の仕方
 - イ 保護者と学校との連携、家庭・勤務先との連絡網
 - ウ 避難所での児童・生徒の学校生活の仕方
 - エ 避難所での児童・生徒の家庭生活の仕方
 - オ 災害に対する児童・生徒の避難の仕方
 - カ 地域全体の被害状況の把握
 - キ その他教科書が入手できるまでの期間における教育内容

[学校教育部]

3 大規模災害時を想定した学校教職員等の訓練の実施

学校教職員は、初動マニュアル等に即した訓練・研修を適宜実施し、災害時に迅速かつ適切な対応が行えるよう知識と技術の向上を図る。

[学校教育部]

4 市、学校及びPTA等関係者との協力計画の策定

市は、次の点を中心として、学校及びPTA等関係者との協力計画を作成する。

<基本事項>

(1) 初動マニュアルに従った協力体制の確立

- ア 学校災対本部の設置
- イ 災対学校教育部と学校災対本部との連携
- ウ 学校とPTA及び地域との連携
- エ 被災者への援助、協力体制

(2) 避難所の開設・運営

[学校教育部]

5 その他教育的ケア等に関する研究及び習熟

市は、次の点を中心として、被災者に対するメンタルケア対策及び教育的ケア等に関する研究を行う。

<基本事項>

(1) 被災者に対するメンタルケア対策

(2) 児童・生徒の教育的ケア等の研究

- ア カウンセリングマインド
- イ 家庭及び地域、関係団体との連携
- ウ 学校教育全体及び道徳、安全指導等

[健康医療部・学校教育部]

6 文化財の安全対策

八王子市文化財保存活用地域計画（令和4年（2022年）7月策定）に基づき、文化財の防災対策の強化を進める。

<基本事項>

(1) 防災の観点を含めた文化財の現況把握調査を行う。

(2) 文化財防災に対する意識啓発及び所有者等への支援を行う。

[生涯学習スポーツ部]

第19節 ライフライン施設の二次災害防止のための体制強化

基本
方針

ライフライン施設の災害対応力の強化を総合的に進める。

1 地震発生時における二次災害防止等のための体制の強化

1 地震発生時における二次災害防止等のための体制の強化

市及び関係機関は、地震発生時における二次災害の防止、効率的な復旧の実施等を図るため、平常時において下水道、水道、電気、電話、ガス、道路管理者等の災害時協力連携体制の強化に努める。

[生活安全部・道路交通部・水循環部]

第20節 要配慮者の安全確保

基本方針	高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者の安全環境整備を総合的に進める。 1 社会福祉施設等の耐震性の向上による人的被害の防止 2 福祉避難所の確保 3 ひとり暮らしの高齢者等の安全確保のための住宅火災直接通報及び救急直接通報の整備 4 ヘルプカードの普及・啓発 5 避難所等における要配慮者への対応方法の確立・徹底 6 避難支援等関係者との連携強化 7 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成 8 他市町村及び広域的な相互扶助組織等との協力体制の整備
------	---

1 社会福祉施設等の耐震性の向上

市は、東京都をはじめ関係機関と連携し、要配慮者優先又は専用の避難所となる公立社会福祉施設の耐震診断・耐震補強工事の計画的な推進を図る。また、民間施設についても耐震性を確保するよう促進していく。

[福祉部・施設所管部]

2 福祉避難所の確保

市は、東京都をはじめ関係機関と連携し、要配慮者の中で支援が必要と判断される方用の福祉避難所として、市内の福祉施設、老人保健施設、療養病床等及び他市町村所在の同様施設を確保するよう、必要な体制の整備を図る。

[福祉部・生活安全部]

3 住宅火災直接通報及び救急直接通報の整備

東京都は、65歳以上の病弱なひとり暮らしの高齢者や18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障害者等の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等へ通報できる住宅火災直接通報及び救急直接通報等の整備を推進している。

市は、これらの申し込み受付を行うとともに、市民への周知・普及に努める。

[福祉部]

4 ヘルプカードの普及・啓発

市は、障害者等が普段から身につけておくことで災害時や緊急時、困った際に周囲の配慮や支援を受けるための「ヘルプカード」を障害者等へ配付するとともに、市民や職員への周知を図る。

[福祉部]

5 避難所等における要配慮者への対応方法の確立・徹底

市は、東京都をはじめ関係機関と連携し、災害時の避難所等における要配慮者への対応方法について、あらかじめ明確にし、避難所運営マニュアルによりその確立を図るとともに、職員への周知徹底に努める。

[福祉部・避難所主管部・生活安全部]

6 避難支援等関係者との連携強化

(1) 連携体制の強化

市は、東京都を始め避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者の避難支援等について連携強化を図る。

※ 避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援（安否確認、避難誘導等）等にかかわる、警察、消防署、消防団、市社協、民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）、町会・自治会、自主防災組織、その他関係機関等

[福祉部、生活安全部、市民活動推進部]

(2) 避難支援等関係者の安全確保

市は避難支援等関係者に対して、自らの安全を最優先に避難支援等を行うことを周知する。

[福祉部]

7 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

(1) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合において、要配慮者のうち、自ら避難することが困難なため、避難支援が必要な避難行動要支援者の把握に努め、その者への避難支援やその他必要な措置を講ずるための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。

イ 避難行動要支援者の範囲

(ア) 介護保険要介護3以上の認定を受けており、かつ、施設等に入所していない者

(イ) 次のいずれかに該当する身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。）、愛の手帳（東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）に規定する愛の手帳をいう。以下同じ。）、精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。以下同じ。）所持者で、施設等に入所していない者

- ・ 自力避難が困難な者
- ・ 避難情報の入手が困難な者
- ・ 避難の判断が困難な者

(ウ) 75歳以上のひとりぐらし高齢者で、自力避難が困難かつ同意をする者

(エ) 75歳以上のみの世帯で、自力避難が困難かつ同意をする者

(オ) 上記の他、特に災害時に支援が必要と市長が認める者

ウ 名簿の記載事項

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

エ 避難行動要支援者名簿の更新

年1回以上、避難行動要支援者の把握に努め、最新の状態に保つ。

オ 同意者名簿の提供

- (ア) 市は、避難行動要支援者名簿に掲載された者のうち、市長が必要と判断し、かつ避難支援等関係者への情報提供に同意したもので同意者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供する。
- (イ) 市は、災害が発生又は発生のおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿の情報を提供する。

[福祉部]

(2) 個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合において、避難支援等関係者が避難行動要支援者の避難支援等を実施するための個別避難計画を作成する。

イ 個別避難計画の対象者

個別避難計画の対象者は、避難行動要支援者のうち、市長が必要と判断し、かつ個別避難計画を作成することに同意する者とする。

ウ 個別避難計画の記載事項

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 災害が発生又は発生するおそれがある場合の情報収集方法
- (ク) 避難支援等関係者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- (ケ) 避難施設その他の避難場所
- (コ) その他、避難支援等の実施に関し市長が認める事項

エ 個別避難計画の作成期間及び更新

個別避難計画の作成は、対象者に位置付けてから概ね5年以内で完成させ、以降随時更新に努め、最新の状態に保つ。

オ 個別避難計画作成の進め方

個別避難計画は、避難行動要支援者の安否確認ができる者が作成することを原則とし、避難支援等関係者と連携しながら進めていく。

[福祉部]

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成に必要な情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するにあたり、関係各部で把握している避難行動要支援者に関する情報を集約するとともに、市で把握していない必要な情報については、東京都や避難支援等関係者等に情報提供を求める。

[福祉部]

(4) 避難支援等関係者による適正な情報管理

市は、避難支援等関係者に避難行動要支援者及び個別避難計画の情報の適正な管理に努めるよう伝えるとともに、情報漏えいの防止のための適切な措置を講ずる。

[福祉部]

(5) 避難行動要支援者の避難のための情報

市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合、防災行政無線、防災情報メール、ソーシャルメディア等を活用して、避難行動要支援者に避難のための情報伝達を行うとともに、それらの情報を避難行動要支援者が適切に収集できるように、個別避難計画に収集方法の記載を行う。

[福祉部・生活安全部]

8 他市町村及び広域的な相互扶助組織等との協力体制の整備

(1) 他市町村との相互応援協定の締結

市は、他市町村との相互応援協定を締結し、非常時における人員・資器材・救援物資等の確保及び福祉避難所の確保を図る。

[生活安全部・福祉部]

(2) 広域的な相互扶助組織等の連携

市は、高齢者、障害者、その他要介護者及び家族、知人等で組織される相互扶助組織等との連携を確立し、非常時における全国的なネットワークによる相互応援体制の確立を図る。

[福祉部]

第21節 外国人対策の推進

基本方針	災害時における外国人の安全確保を図るため、外国人対策を総合的に推進する。
	1 外国人への防災知識の普及・啓発
	2 外国人支援センターの設置・運営
	3 外国人へのコミュニケーション支援
	4 東京都や関係団体等との連携
	5 道路標識等の整備

1 外国人への防災知識の普及・啓発

市は、災害時に外国人も適切に防災行動がとれるよう、多言語での防災ガイドブックの作成・配布、やさしい日本語やピクトグラム、ICT を活用した情報提供、防災訓練への参加を促進し、防災知識の普及・啓発に努める。

[市民活動推進部・生活安全部]

2 外国人支援センターの設置・運営

市は、災害が発生した際、必要に応じて外国人支援センターを設置し、外国人向けの情報の収集・提供、外国人相談、語学ボランティアの派遣など、災害時における外国人への総合的な支援を行う。

外国人支援センターの業務
○ 外国人が必要とする情報の収集
○ やさしい日本語や多言語での情報提供
○ 語学ボランティア等の派遣
○ 東京都や関係団体等との連携
○ 被災者総合相談窓口（多言語での相談）への支援

[市民活動推進部]

3 外国人へのコミュニケーション支援

市は、日本語に不慣れな外国人にも必要な情報が正確に伝わるよう、多言語化に加え、やさしい日本語やピクトグラム等の活用に努める。また、避難所における多言語対応の充実を図るため、コミュニケーション支援ボードや、多言語音声翻訳アプリ等 ICT の活用を進めるとともに、語学ボランティア等の確保・育成を行う。

[市民活動推進部]

4 東京都や関係団体等との連携

市は、災害が発生した際、必要に応じて東京都や他市町村、関係団体と連携し、災害時における外国人支援体制の強化を図る。

[市民活動推進部]

5 道路標識等の整備

災害発生時、屋外において、外国人が迅速かつ安全に避難できるよう、ローマ字・英文併記を原則に、道路標識等の整備を行う。

[道路交通部]

第2.2節 山間部防災対策の推進

基本方針	災害時に、想定される孤立地区において、孤立による被害を防止又は最小限にとどめるため山間部防災対策を総合的に推進する。 1 孤立可能性地区の実態把握及び情報の収集・伝達体制の整備 2 避難所の確保 3 救命・救助活動体制の整備 4 飲料水・食糧等の確保 5 ヘリコプター緊急離着陸場の確保 6 孤立可能性地区内の市民への普及啓発 7 林野火災の防止対策の推進
------	---

1 孤立可能性地区の実態把握及び情報の収集・伝達体制の整備

市は、地形・道路の状況や通信手段の状況から孤立可能性地区について、平時から現状の把握に努めるとともに、孤立した場合においても、情報の収集・伝達体制が確保されるよう、防災行政無線の非常用電源確保、衛星携帯電話の配備又は調達体制の確保、その他情報通信手段の確保を行う。

[生活安全部・関係各部]

2 避難所の確保

市は、孤立が想定される地区に避難所を確保し、避難所の耐震化、不燃化等を推進する。

[生活安全部・関係各部]

3 救命・救助活動体制の整備

市は、孤立が想定される地区に備蓄庫の整備及び救命・救助活動に要する資器材の充実を図るとともに、東京都と連携し、医療スタッフの派遣、医療資器材の搬送など医療救護要請時におけるバックアップ体制の整備を進める。

[生活安全部・関係各部]

4 飲料水・食糧等の確保

市は、孤立が想定される地区に備蓄庫の整備及び飲料水・食糧等備蓄を進めるとともに、市民・事業所等に対し、1週間分程度のローリングストック備蓄を奨励する。

[生活安全部・関係各部]

5 ヘリコプター緊急離着陸場等の確保

市は、孤立が想定される地区ごとにヘリコプター活用のための離着陸地点、ホイスト地点を事前選定し、東京都をはじめとする関係機関との情報共有に努める。

[生活安全部・都市計画部]

6 孤立可能性地区内の市民への普及啓発

市は、孤立可能性地区内の自主防災組織及び一般世帯での備蓄の推進を啓発する。また、孤立可能性地区の自主防災組織、町会・自治会、事業所等は、行政機関等が到着するまで、連携協力して、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、外部に向けて被害状況や救援要請などの情報を発信する必要があることから、自主防災組織等による防災訓練等の実施を促す。

[生活安全部]

7 林野火災の防止対策

市は、消防署及び関係団体と密接に連携し、林野火災の防止に対する予防広報、消防活動訓練の実施に努める。

[生活安全部・産業振興部]

第23節 雪害対策

基本方針	雪害に対する予防活動の円滑な推進を図り、都市機能の停滞防止及び市民生活維持に資するため、雪害に対する予防を総合的に進める。 1 初動体制の確立 2 関係機関との連携強化 3 市民等への普及啓発・注意喚起 4 市民等への情報提供 5 除雪体制の整備 6 雪置場の確保 7 孤立可能性地区内の市民への予防対策
------	---

1 初動体制の確立

市は、防災気象情報等により大雪等による大きな被害が予測される場合においては、市の態勢、施設の業務・機能維持、除雪体制について、関係部と協議し初動体制の構築を図る。

[生活安全部・関係各部]

2 関係機関との連携強化

市は、降雪、除雪情報等を共有するため、国、東京都、近隣市町村及び関係機関との連絡体制の構築を図る。

[生活安全部・道路交通部]

3 市民等への普及啓発・注意喚起

(1) 市民等への普及啓発

市は、市民等に対して長靴、手袋、カイロ、スコップ、冬用タイヤの早期装着、タイヤチェーンの準備をするなど、事前対策に努めるよう多様な情報伝達手段を用いて普及啓発に努める。

[生活安全部・関係各部]

(2) 市民等への注意喚起

市は、除雪作業中の事故防止を図るため、家族・近所への声かけや複数名で作業を行うなど、安全対策を講ずるよう周知するとともに、以下に示すところへ除雪した雪を撒かないなどの注意喚起に努める。

ア 道路への雪捨て イ 消火栓等の消防水利付近への雪捨て ウ 集水舁等への雪捨て

[生活安全部・道路交通部]

4 市民等への情報提供

市は、気象庁が発表する大雪注意報、大雪警報、大雪特別警報等の防災気象情報や降積雪状況等について、多様な情報手段を活用し、市民等が適切な行動が取れるよう、情報伝達体制の構築を図る。

[市長公室・生活安全部]

5 除雪体制の整備

(1) 道路管理者

市は、市道の除雪を迅速かつ円滑に行うため、除雪用機械及び資器材等の整備、必要な要員・委託業者を確保して除雪体制の確立を図る。

併せて、国・東京都の道路管理者及び警察と情報共有を行い協力体制の強化を図る。

[道路交通部・生活安全部]

(2) バス事業者との連携

市は、バス事業者と降雪時の運行状況等の情報共有を行い、バス路線の安全確保に努める。

[道路交通部・生活安全部・都市計画部]

(3) 鉄道会社との連携

市は、鉄道各社と降雪に伴う運行状況等の情報共有を行い、駅周辺における滞留者の混乱防止に努める。

[生活安全部・都市計画部・関係各部]

(4) 市民等による除雪活動の推進

市は、生活道路等の除雪については、自主防災組織、町会・自治会が中心となる地域コミュニティによる除雪を推進するとともに、除雪に関する支援制度の構築を図る。

[生活安全部・関係各部]

(5) 自主防災組織の資器材充実

市は、自主防災組織に対する資器材助成の品目に除雪作業に有効な資器材の導入を行い、共助による除雪体制の充実を図る。

[生活安全部]

6 雪置場の確保

市は、現在確保している雪置場に加え、国・東京都及び関係機関と協議し、新たな雪置場の確保に努める。

[生活安全部・道路交通部・関係各部]

7 孤立可能性地区内の市民への予防対策

(1) 孤立可能性地区内の市民への普及啓発

市は、大雪による孤立可能性地区内の自主防災組織及び一般世帯での食糧、水、燃料等の十分な備蓄の推進を啓発する。

[生活安全部]

(2) 孤立可能性地区の状況把握

市は、過去の大雪での被害履歴を参考に、大雪で孤立しやすい地区については、自主防災組織、町会・自治会と連携し世帯数や連絡先などの状況把握に努める。

[生活安全部・市民活動推進部]

第24節 業務継続計画の整備

基本方針	災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、必要とされる都市機能を確保するとともに、経済被害を軽減させ、早期の地域経済復旧を実現するため、市の業務継続計画及び中小事業者の事業継続計画策定を推進する。 1 市の業務継続計画（BCP）の整備 2 中小事業者の事業継続計画（BCP）の策定支援
------	--

1 市の業務継続計画（BCP）の整備

市は、市政に関する業務継続計画（BCP）を策定しており、今後必要に応じて改定を行う。また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努めるとともに、災害対応から得た教訓や訓練成果等を反映した見直しを継続的に行う。

また、業務継続計画（BCP）は、災害（震災・風水害）発生時に応急業務と業務継続の優先度が高い通常業務の両立を図るものであるため、各部が作成している災害対応マニュアルにも業務継続の取組みを反映させる。

[総合経営部、生活安全部・関係各部]

2 中小事業者の事業継続計画（BCP）の策定支援

地域経済への影響を最小限にとどめ、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう、市は、東京都及び事業者団体等と連携し、市内中小事業者の事業継続計画（BCP）策定を支援する。

[産業振興部]

第25節 震災復興を円滑に行うための事前の備え

基本方針	大規模な震災後速やかに被災者自らが立ち上がり、行政やボランティア、NPOなどの地域を構成する様々な主体と連携、協働を図りながら、多様な復興の課題の解決にあたるよう、以下の3点を中心に、事前の備えを推進する。 1 震災復興訓練の実施 2 震災復興マニュアルの更新 3 市民の生活再建のための事前準備
------	---

1 震災復興訓練の実施

市は、職員が、「八王子市震災復興マニュアル」の内容を習熟し、被災時にマニュアルを定める手順を速やかに実行するため、震災が起こる前から被災後の状況をイメージしながら、職員や市民とともに問題解決に取り組む「震災復興訓練」を実施する。

[都市計画部・拠点整備部・市長公室・総合経営部・生活安全部]

2 震災復興マニュアルの更新

市は、東京都が策定した「震災復興マニュアル 復興プロセス編」及び「同 復興施策編」と、整合を図りつつ、市民及び職員を対象とした震災復興訓練などを通じて、「八王子市震災復興マニュアル」を適宜更新する。

なお、マニュアルの更新にあたっては、「震災復興訓練」の検証を十分行い、その成果の反映に努めるものとする。

[都市計画部・拠点整備部・市長公室・総合経営部・生活安全部]

3 市民の生活再建のための事前準備

(1) 罹災証明書の発行

ア 住家被害認定調査や、罹災証明書発行についてのガイドラインの適時見直しを行う。

イ 罹災証明書をより迅速に発行するため、東京都と都内市区町村が協働設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」を通して都内自治体と連携し、人材育成を充実・強化する。

ウ 被害状況調査体制を充実させるため、消防署と連携して合同訓練や情報交換を行う。

エ 住家被害認定調査及び罹災証明書発行に関する職員研修を行い、災害時に調査等に従事する要員を確保し、罹災証明書を迅速に発行するための全庁的な体制を構築する。

[財政部]

(2) 義援金の募集等事務

市は、東京都の義援金募集等に協力する場合及び独自で義援金を募集する場合について、必要な手続を明確にするよう努める。

[福祉部]

第3章 災害に強い人づくり

第1節 市民・職員の防災対応力強化

基本方針

災害対策に万全を期し、被害を防止するためには、災害に強い人づくりを進めていく必要がある。このため、市民や職員の防災行動力向上を図る。

- 1 総合防災ガイドブック等の活用や学校等の防災教育推進による、市民の防災意識高揚
- 2 市職員の防災行動力の向上

市民は、地域防災力向上の主たる担い手として、次の措置をとる必要がある。

市民による自助の備え〔東京都地域防災計画より〕

- ① 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- ② 日頃からの出火の防止
- ③ 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- ④ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- ⑤ ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- ⑥ 水(1日一人3ℓ目安)、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や携帯トイレ・簡易トイレの準備
- ⑦ 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- ⑧ 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- ⑨ 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
- ⑩ 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施(最低3日間分、推奨1週間分)
- ⑪ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- ⑫ 防災訓練や防災事業への積極的な参加
- ⑬ 町会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- ⑭ 避難行動要支援者がいる家庭における、「避難行動要支援者名簿」、「個別避難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え
- ⑮ 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検並びに適切な情報収集方法の確認
- ⑯ 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

1 市民の防災意識高揚

災害による被害を防止し、災害に強い社会づくりを進めていくためには、市民一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る」という自助の考え、「自分たちのまちは自分たちが守る」という共助の考えを持ち、それらを防災力につなげていくことが不可欠である。また、女性の視点に配慮した災害対策の推進も必要である。

このため、市は、総合防災ガイドブックやホームページ、出前講座、防災講演会、各種防災訓練等の実施を通じて、女性の参画を促すとともに、防災意識の高揚及び防災力の向上に努める。

(1) 総合防災ガイドブック等による防災広報の充実

防災知識の普及や防災意識の高揚を図るため、市は、避難場所・避難所等の位置や大規模災害時における行動基準及び災害に対する備え等を記載した、総合防災ガイドブックの市ホームページへの公表や、東京都が作成した東京防災、東京くらし防災も市民に配布しているほか、地域への「出前講座」の講師としての職員派遣や市有の防災DVDの貸出し等を行っている。今後もひきつづき、これらを充実させていくとともに、市のホームページ、ソーシャルメディア等も積極的に活用して、市民への防災広報の充実に努めていく。

[生活安全部]

(2) 各種ハザード情報、地域危険度等の周知

市内における水害の危険地区等を示した洪水ハザード情報、土砂災害のおそれのある区域等を示した土砂災害ハザード情報、地震の揺れによる建物倒壊の危険性、火災の発生による延焼の危険性等を示した地域危険度等について、総合防災ガイドブックやホームページ、出前講座等で市民へ周知する。

[生活安全部]

(3) 避難方法等の周知・啓発

地震や風水害といった災害は、いつ、どこで発生するわからないため、市の避難指示等を待っているだけでは避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、市は、日頃から避難先や危険箇所の周知、避難判断の目安や避難方法、市の発令する避難指示等について、ホームページ、防災情報メール、出前講座等、様々な手段や機会を捉えて、市民へ周知することで、市民自らの判断により自主的に避難することができるよう啓発を行う。

なお、避難方法については、避難所等への避難の他、自宅等での生活が可能な場合における在宅避難や親戚知人宅への避難など、状況に応じた多様な避難方法の啓発を行う。

[生活安全部]

(4) 学校・事業所等における防災教育の推進

市は、学校、幼稚園・保育園及び市内事業所等、それぞれの現場における生徒・児童・園児・従業員などの防災行動力の向上を図るため、各施設管理者と協力して、市有の起震車の派遣や防災DVDの貸出し、各種資料の提供等を行い、防災教育を推進していく。

[生活安全部・学校教育部・関係各部]

(5) 市民への普及・啓発

市及び消防署は、市民の防災意識の高揚を図るため、東京消防庁が地震時の備えや行動指針としてとりまとめた「地震に対する10の備え」、「地震 その時10のポイント」、「地震から命を守る（7つの問いかけ）」等の普及・啓発を通して、市民一人ひとりの出火防止、初期消火に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進するとともに、住宅用火災警報器を始め住宅用防災機器等の普及を図る。

ア 出火防止等に関する「備え」の主な指導事項

- a 住宅用火災警報器設置及び維持管理の徹底
- b 消火器の設置、風呂水のくみ置き（溺れ防止のため子供だけで浴室に入れないようにする）やバケツの備えなど初期消火準備の徹底
- c 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電遮断器、感震ブレーカーなど出火を防ぐための安全な機器の普及

- d 家具類、家電製品等の転倒・落下・移動防止対策の徹底
- e 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- f カーテンなどへの防災製品の普及
- g 灯油など危険物の安全管理の徹底
- h 防災訓練への参加

イ 出火防止及び初期消火等に関する教育・訓練等の指導推進

- a 起震車を活用した「地震時の身体防護・出火防止体験訓練」の推進
- b 揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた時は身の安全を図る習慣の徹底
- c 落ち着いて火の元確認 初期消火（火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末 出火した時は、落ち着いて消火する）の徹底
- d 避難等により自宅を離れる場合の電気ブレーカー及びガス元栓の遮断など出火防止の徹底
- e ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底
- f ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底

[生活安全部]

(6) 東京都の行う防災教育

東京都では、「東京マイ・タイムライン」の活用や一般都民（市民）向けに、総務局が防災市民大学等のセミナー、防災ポスター・コンクールを、消防署では、講演・講習会の開催及び地域の防災訓練への消防職員の参加等を通じて、初期消火・応急救護知識及び技術の普及に努めている。

[生活安全部]

(7) その他出火防止のための査察指導

消防署は、飲食店、百貨店、ホテル、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対し立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下・移動防止措置、災害時における従業員の対応要領等について指導する。その他事業所、一般住宅についても、立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導する。製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）、化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査を実施し、これらの施設を保有する事業所に対して適正な貯蔵取扱及び出火危険排除のための安全対策について指導を強化する。さらに、各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

2 市職員の防災行動力の向上

(1) 職員用防災マニュアル、危機管理マニュアルの作成・配布

大規模災害時に、少しでも被害を抑え、迅速な災害対応を行うためには、防災担当の職員のみならず、すべての職員が自分の使命を認識し、的確な行動をとることが必要である。このため、市は、市の地域防災計画のあらましと大規模災害時における職員としての行動基準、対策項目ごとの初期活動要領、防災関係機関リスト等を内容とする、職員用防災マニュアルや危機管理マニュアルを作成し、職員に配布している。研修、訓練を通じ、災害対応についての習熟、徹底を図っていくとともに、随時これを点検し、必要に応じて修正版を作成する。

[生活安全部]

(2) 職員研修・訓練の実施

市は、地域防災計画の内容や災害時の対応等、防災に関する研修項目を、新任研修、職場研修、幹部研修等に総合的に組み合わせ、各職員への周知及び習熟を図るとともに、東京都が実施する区市町村防災担当職員対象の研修会については、これを積極的に活用する。また、災害時に使用する防災関連機器について、担当部署へ使用方法等の講習会を行い、非常時に的確な操作が行えるよう担当職員の習熟に努める。

[総務部・生活安全部]

(3) ドローン、A I 活用人材の育成

市は、発生予測が困難な首都直下地震や頻発化・激甚化が著しい風水害に備え、ドローンやA I等の最先端技術を活用して災害情報収集を行うため、各種研修会、講習会を企画又は参加により活用技術の習得に努める。

特にドローンに関しては、災害時の情報収集以外にも情報発信や支援物資の搬送など、多様な用途が見込まれるほか、平時においても直接目視が難しい橋梁や擁壁等の点検に活用するなど、円滑な活用が図れるよう技術者の養成を行い、災害対応力向上に努める。

[市長公室・生活安全部・関係各部]

第2節 地域・組織の充実・強化

基本方針	災害対策に万全を期し、被害を防止するためには、都市構造を災害に強い構造につくり変えるとともに、災害に強い社会づくり・人づくりを進めていく必要がある。
	このため、市民及び地域の防災行動力向上を図る。
	1 自主防災組織の結成促進及び活性化等、地域住民による自主防災体制の強化
	2 地区防災計画
	3 民間団体・事業所等防災体制の強化
	4 市民及び団体・事業所の相互協力体制の確立
	5 非常時において地域の支援協力を得るための交流の推進
	6 市民、事業所の自主防災体制の強化
	7 地域における救出・救助・救急能力向上の促進

1 地域住民による自主防災体制の強化

災害による被害を軽減するには、地域の事情に精通した自主防災組織や町会・自治会など地域コミュニティの防災体制を強化し、災害時に地域住民が救出・救助、初期消火及び避難所運営支援などの防災活動に積極的に取り組む必要がある。とりわけ、自主防災組織は地域における防災活動の中核を担う存在であり、このため、市は、救出・救助等、防災活動のための資器材助成や研修会等を通じて、自主防災組織の結成促進及び活性化に努める。

また、地域の防災力向上のため、防災指導員育成研修会などによる防災リーダーの育成に努める。

[生活安全部・市民活動推進部]

自主防災組織（防災市民組織）等の役割やとやるべき措置〔東京都地域防災計画より〕
① 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
② 初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
③ 消火、救助、炊出資器材等の整備・保守及び携帯トイレ・簡易トイレ等の備蓄
④ 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
⑤ 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の個別避難計画作成等の災害時の支援体制の整備
⑥ 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備

2 地区防災計画

地区防災計画は、一定の地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う自発的な防災活動に関する計画であり、市が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。地区防災計画が地区居住者等により策定され、市（防災会議）に対し提案された場合、市（防災会議）は、市地域防災計画との整合が図られているか等を確認のうえ、市地域防災計画に認定し、自助・共助による地域の自発的な防災活動を促進する。また、市は地区居住者等が地区防災計画を策定する際には、必要に応じて助言等を行う。あわせて、未策定の地区に対しては、地区防災計画策定に向けた普及啓発を積極

的に推進し、地区防災計画を策定している組織・団体などがある中学校区の割合を令和12年度に50%とする。

なお、地区防災計画の内容としては、計画の対象範囲、活動体制のほか、地区居住者等による防災訓練、物資及び資器材の備蓄、地区居住者等の相互の支援等各地区の特性に応じて地区居住者等によって行われる防災活動が挙げられる。

[生活安全部]

3 民間団体・事業所等防災体制の強化

事業所は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておく必要がある。

事業所がとるべき役割〔東京都地域防災計画より〕
① 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映（その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記） ② 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食糧等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備 ③ 災害時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進 ④ 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める ⑤ 組織力を活用した地域活動への参加、防災市民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策 ⑥ 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成 ⑦ 東京商工会議所や東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進

(1) 事業所防災計画の作成指導

事業所は、その用途や規模に係わらず事業所単位に事業所防災計画の作成が義務づけられている。このため、消防署は、各事業所の業態、規模等の実態に即して、事業所防災計画の策定、見直しを指導する。

ア 防火管理者の選任を要する事業所

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める事項（震災に備えての事前計画、震災時の活動計画、施設再開までの復旧計画）について消防計画に定めるよう指導する。なお、震災対策条例施行以前に地震対策を記載している消防計画については、告示で定める事項と適合す

るよう見直し、変更届け出について指導する。

イ 防火管理者の選任を要しない事業所

小規模事業所については、事業所防災計画の作成資料として「職場の地震対策」及び「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導する。

ウ 防災対策上重要な施設の防災計画

都市ガス、電気、鉄道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対し、事業所防災計画の作成を指導する。

なお、市は、消防署が行うこれらの指導に対し、側面的な協力・支援を行う。

エ 事業所防災訓練の指導

消防署は、事業所の自衛消防組織が地震時において、迅速・的確な活動を行うため、消防計画又は事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導を推進する。

オ 自衛消防組織の設置義務のある事業所

消防法第8条の2の5により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。

カ 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所

- a ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。震災時には、これら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練及び救命講習等の受講を促進する。
- b 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

[関係各部]

4 市民及び団体・事業所の相互協力体制の確立

市は、各事務所（本部）との連携の下で、区域の被害状況等の把握及び地域住民への広報を遅滞なく行い、地域防災行動力の向上を図るため、消防団及び消防署等と連携し、各事務所管内における自主防災組織間、団体・事業所間若しくはそれらすべての相互協力を促進する。また、要配慮者通所・入所施設と地域内他組織との交流を促進する。

[生活安全部・福祉部・関係各部]

5 施設周辺地域との交流の推進

市は、市施設周辺地域の事業所、団体、住民等との日常的な交流を通じて、非常時において地域の支援協力を得られるように努める。

[施設所管部]

6 市民、事業所の自主防災体制の強化

市及び消防署は、市民、事業所の自主防災体制の強化に努める。

(1) 市民の防災行動力の向上

市民の防災意識の調査や初期消火体制等の実態を把握し、市民一般を対象とした基礎訓練、都民防災教育センター等を活用した訓練体験の推進及び自主防災組織等を対象とした高度で実践的な訓練を推進する。また、地域の協力体制づくりを進め、要配慮者及び外国人を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

(2) 事業所の防災体制の強化

消防署は、すべての事業所が防災計画を作成するよう指導し、各種訓練等を通じて防災行動力の向上、自主防災体制の強化を図る。また、事業所相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携を強めるために、保有資器材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

[生活安全部]

7 地域における救出・救助・救急能力向上の促進

(1) 消防団の救出・救護活動能力の向上

消防団は、消防署、市、自主防災組織や地域住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である（「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」）。

市は、消防団の応急救護資器材（担架・救急カバン等）の増強・充実を図り、応急手当指導員及び応急手当普及員を養成するとともに、簡易救助器具等を整備し、地域住民に救出・救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を行う。

[生活安全部]

(2) 市民の自主救出活動能力の向上

ア 救出活動技術の普及・啓発

市は、消防・警察等の防災機関と連携し、防災訓練等を通じて、救出・救助技術の市民への普及・啓発を図っていく。

イ 応急救護知識及び技術の向上

災害時における多数の救急事象に対応するため、市は消防署及び消防団、災害時支援ボランティア等と連携して、市民への応急救護知識及び技術の普及・啓発を推進するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。

ウ 自主防災組織の救出・救助・救護能力の向上

災害時に1人でも多くの人命を救うためには、消防・警察等防災機関や市による救助を待つまでの間も、自主防災組織等を中心とした地域住民の自主的な救出・救助・救護活動が行われることが不可欠である。このため、市は、自主防災組織に対し、救助資器材や防災用資器材の助成を行っており、必要に応じて助成品目の見直しを行っていく。また、あわせて、自主防災組織等を対象とした研修会等を開催し、地域住民による救出・救助・救護能力向上を図っていく。

[生活安全部]

第3節 防災訓練の実施

基本方針	災害に即した実践的な防災訓練を総合的に推進する。
	1 市民・事業所・団体、各防災関係機関の参加する総合防災訓練の実施
	2 水害等に対応するための、水防訓練の実施
	3 市の防災体制の中心となるべき職員の災害対応力向上のための各種訓練の推進
	4 非常時における円滑な対応のための公共施設における防災訓練の実施等
	5 自主防災組織、町会・自治会等が行う訓練に対する支援
	6 消防署、消防団による消防訓練の実施

1 八王子市総合防災訓練

市は、地域の防災行動力を向上させるために、関係防災機関との連携に加え、専門的な知識技能を有する支援ボランティアの支援活動や自主防災組織、事業所の自衛消防隊等の協力が必要なことから、これらの組織間の連携促進を目的とし、毎年1回以上、「八王子市総合防災訓練」を実施する。なお、訓練の実施にあたっては、市の有する防災行動力の現状到達点や問題点を明らかにするため、他市町村との協力や広域的連携等の実際に即した条件設定の訓練、またはその時の世情を反映させた訓練（感染症に対応した訓練等）をするなど、毎年テーマを決めて行う。また、避難訓練については、ハザードマップ等を活用するなど、地域特性を踏まえた実践的な訓練となるよう工夫して行う。

[生活安全部・関係各部]

2 八王子市総合水防訓練

市は、水防法及び水防計画等に準拠し、市内河川の溢水、堤防決壊による氾濫等、有事における水防工法の習得及び技術向上を目的として、消防署、消防団と連携し、警察その他の防災機関の協力を得て「八王子市総合水防訓練」を実施する。また、東京消防庁第九消防方面本部等が行う水防演習及び訓練には、必要に応じ、消防団員等を派遣し、水防工法等の知識の習得に努める。なお、実施時期は原則として、毎年台風シーズン前に実施する。

[生活安全部・関係各部]

3 市職員の災害対応訓練

市は、災害時に職員が迅速かつ適切に参集及び応急対策活動を行うため、職員を中心とした参集訓練、災害対策本部設置運営訓練等の分野別訓練を企画し、適宜実施するよう努める。また、あわせて、市各部における、災害時の分担任務に関する独自訓練実施を促進していく。

[生活安全部・関係各部]

4 公共施設等の防災訓練等

各施設管理者は、非常時における職員や施設利用者の円滑な避難対応等のため、各施設の特性に応じた防災マニュアルの作成や防災訓練の定期的な実施を推進する。また、施設内外の標識・案内板等のデザイン・設置場所について、障害者や日本語に不慣れな外国人に配慮したものとするよう努める。

[施設所管部]

5 自主防災組織、町会・自治会等が行う訓練への支援

市、消防団及び消防署は、要請により、自主防災組織、町会・自治会等地域住民、学校、事業所等が実施する防災訓練に対し、訓練の指導・助言及び参加を行う。

市及び消防署は、自主防災組織、町会・自治会、女性防火組織、消防少年団等の育成を図り、それぞれの対象にあわせた防災教育を推進し、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るとともに、要請により、市有の起震車や東京消防庁のVR防災体験車、まちかど防災訓練車を派遣するほか、訓練用のスタンドパイプや防災に関する資料等の提供など、必要な指導・支援を行う。

[生活安全部]

6 消防訓練

(1) 消防署

消防署は、地震火災等の各種災害に対処するため、災害時支援ボランティアを対象とした訓練、講習会を実施するほか、消防計画に基づき、事業所等を対象とする基本的防災訓練を個別に行う。

また、要請により、地域住民、自主防災組織等が実施する防災訓練への参加・指導を行い、地域における共助活動を支援するとともに、市民や事業所を対象として、応急救護の知識及び技術の普及を図り、事業所における応急手当の指導的立場となるべき者を養成し、自主救護能力の向上を図る。

さらに、教育機関等と連携し、発達段階に応じた総合防災教育を行う。

(2) 消防団

年間教育訓練計画を策定し、団員の災害対応力の向上を図るための各種訓練を実施するほか、要請により、地域住民、自主防災組織等が実施する防災訓練への参加・協力を行い、地域における共助活動を支援する。

[生活安全部]

第4章 調査・研究

基本方針

震災、風水害等、災害対策の推進には、現状の分析と将来の予測が重要な役割を果たす。このため、国、東京都をはじめとする各防災機関において、現代の科学と技術を活用した各種の調査研究を実施している。

市は、これらの研究成果、データ等の積極的活用を図るとともに、常に新たな研究・調査結果を注目し、防災対策の充実に努める。

- 1 災害対策の前提となる被害想定に関する調査研究
- 2 国、東京都による調査、研究成果等の活用
- 3 デジタル技術の調査研究

1 被害想定

震災対策を効果的に推進する上で、地震による被害の発生態様、被害の予測及び地震に対する地域ごとの危険度を把握しておくことは極めて重要である。このため、八王子市防災会議は、昭和60年から調査を行い、平成2年度に、関東大震災の再来を前提とした「八王子市における地震被害の想定に関する報告書」を公表した。

東京都防災会議においては、昭和53年に区部、昭和60年に多摩地域、平成3年に都全域を対象として、同じく関東大震災の再来を前提とする地震被害想定調査研究を実施し、公表した。

また、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱（平成4年8月 中央防災会議）」（以下「大綱」という。）及び阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成9年に「東京における直下地震の被害想定に関する調査報告書」を公表した。その後、東京の都市構造の変化や平成17年に国が公表した首都直下地震の被害想定を受け、平成18年5月に「首都直下地震による東京の被害想定」を公表した。平成24年4月には、東日本大震災の教訓を踏まえ、より実態に即した被害想定へと全面的に見直し、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。この被害想定から約10年が経過し、この間、住宅の耐震化や不燃化などの取組みが進展する一方、高齢化の進行や単身世帯の増加など社会環境の変化、最新の科学的知見を踏まえ、令和4年5月に新たに「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表。首都直下地震等発生時の被害の全体像を明確化した。

一方、風水害に関しては、「水防法（昭和24年法律第193号）」において、国及び東京都が、洪水予報河川等についての洪水浸水想定区域を指定・公表し、市町村防災会議が市民への洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等について、地域防災計画に定めていくものとされている。本市においては、多摩川及び浅川が洪水予報河川となっており、国がこの河川沿いに対して洪水浸水想定区域を指定・公表している。この洪水予報河川の区域における内水氾濫については、市が浸水予想区域図を作成した。それ以外に東京都が管理している河川については、都市型水害対策連絡会が外水氾濫と内水氾濫に関する浸水予想区域図を作成した後、そのうちの外水氾濫に関しては東京都が水防法に基づく洪水浸水想定区域として指定・公表した。

また、土砂災害については、東京都により平成24年から平成30年にかけて土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定が行われ、市内全域の区域指定が完了している。その後、市内の土地開発・土地改変に伴って区域指定の変更等の可能性があることから、引き続き調査が行われている。市

はこの土砂災害警戒区域等のほか、洪水浸水想定区域や避難体制などのハザード情報を示した「八王子市総合防災ガイドブック」を作成し、市民等へ情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図っていく。

[生活安全部・関係各部]

2 国、東京都による調査、研究成果等の活用

現代においては、ライフスタイルの変化や市街化の進展等により、災害の態様は年々変化している。また、ニューヨーク、ロンドンなどのテロ事件に見られるような、新たな災害に対する対策も必要となっている。このため、国、東京都をはじめとする各防災機関は、現代の科学と技術を活用した各種の調査研究を実施し、現状分析と対策の立案に努めている。市は、これら各種の調査・研究成果の活用を図り、研究を進めるとともに、国、東京都等が実施する災害対策のためのセミナー等へ担当職員を積極的に派遣して、災害及び対策に対する知識・技術の向上に努めていく。

[生活安全部]

3 デジタル技術の調査研究

災害時の応急対策において、迅速かつ正確な情報収集、関係機関等との通信及び市民への情報伝達は、最重要の課題である。災害時に発生する膨大な情報を適切に管理し、市民に的確な情報を迅速に提供するためには、高速なワイヤレスブロードバンド（無線通信サービス）、クラウドコンピューティング技術及びSNSといった様々な情報通信技術（ICT）を活用していくことが有効である。また、AI及びIoT等の技術を活用することで、災害対策をより効果的・効率的に実施できる可能性がある。これらを踏まえて、今後も災害対策に関するデジタル技術の動向に注目し、調査研究を推進していく。

[総合経営部・生活安全部・関係各部]